

2023年10月17日

各 位

上場会社名 M I C S 化学株式会社  
代表者 代表取締役社長 大塚茂樹  
(コード番号 7899 東証スタンダード市場)  
問合せ先責任者 取締役管理部長 原川剛一郎  
(TEL 0561-39-1211)

### 中本パックス株式会社（証券コード7811）との株式交換契約締結及び 同社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、中本パックス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）との間で当社を株式交換完全子会社、公開買付者を株式交換完全親会社とすることを目的とした株式交換（以下「本株式交換」といいます。）に関する契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換は、当社においては、2023年12月27日開催予定の本株式交換に係る臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において本株式交換契約の承認を受けた上で、公開買付者においては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、2024年2月1日を本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）として行う予定です。

併せて、当社は、本取締役会において、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といい、本株式交換と本公開買付けを総称して、以下「本取引」といいます。）に関して、賛同の意見を表明しております。他方、本公開買付けは、主として盛田エンタプライズを対象として、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してディスカウントを行った価格を当社株式1株当たりの買付け等の価格に設定して行われることから、当社として、当社の一般株主の皆様が本公開買付けに応募することは想定しておりません。そのため、当社において、本公開買付け価格が妥当なものであるかどうか判断していないものの、当社としては、当社の一般株主の皆様が任意に本公開買付けに応募する判断をされることを否定するものではないことから、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、下記のとおり、本取引の実施は当社の企業価値向上にとって最善の判断であると考えており、当社の株主の皆様におかれましては、本取引の趣旨をご理解の上、本臨時株主総会における本株式交換契約の承認議案についてご賛成をいただきますようお願い申し上げます。

なお、上記取締役会決議は、公開買付者が本取引の一連の手続を経て、当社を公開買付者の完全子

会社とすることを企図していること、及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。また、当社は、当該取締役会決議にて、本取引成立を条件として、当社が2021年12月28日付で公表した「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を撤回することを決議しております。

## 記

### I. 本株式交換契約の締結について

#### 1. 本株式交換の目的

当社は、1971年4月に株式会社丸寅商店（現株式会社マルトラ本社）から合成樹脂製品の製造、加工及び化成品の販売部門が分社独立することで、オザキ軽化学株式会社として設立されました。その後、1994年5月に社団法人日本証券業協会（以下「日本証券業協会」といいます。）に店頭登録、2004年12月に日本証券業協会への店頭登録を取消し、株式会社ジャスダック証券取引所に上場しました。また、2006年3月に盛田エンタプライズ株式会社（以下「盛田エンタプライズ」といいます。）が公開買付けにより、当社の筆頭株主になりました。その後、2008年11月に商号をMICS化学株式会社に変更しました。また、2010年10月に、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）のヘラクレス市場、JASDAQ市場及びNEO市場の各市場の統合に伴い大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場しました。その後、2010年10月にエイワファインプロセッシング株式会社の全株式を取得し、連結子会社化を行いました。また、2013年7月に、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）との現物市場の統合に伴い、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場、2022年4月の東京証券取引所における新市場区分への移行を経て、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。当社グループ（当社及び当社の連結子会社1社で構成される企業グループをいいます。）は、「当社は高機能チューブフィルムの先駆者として、製品の開発、生産及び販売を通して、社会の期待に応え、その発展に貢献します。そのプロセスにおいては、常に優れた品質、納期、価格を追求し、創造性豊かな商品により、お客様に満足感を提供します。そして社員とその家族が幸福となり、社の繁栄を導くことで、永遠に成長を続けます。」を経営ビジョンに、プラスチックフィルム製造事業を展開しております。

当社が製造するプラスチックフィルムにつきましては、ポリエチレンやナイロン等の樹脂原料を主原料としておりますが、樹脂原料の価格の高止まり、物流費や光熱費等の上昇等で厳しい状況が続くことが懸念されます。また、コロナ禍を経て生活様式が変化する中で、食品冷凍包装の進化など包装技術の高まりに対し付加価値の高い製品を投入していくこと、従来からの販売方法を見直して無駄のない効率的な形態に変革していくこと、材料費や物流費などのコスト削減策を実施することなどで、収益構造の転換を図り、中長期的な成長と企業価値の向上を図っております。

一方、公開買付者は、1941年5月、紙販売を目的として台湾にて高広商会が創業された後、台湾より創業者の中本實氏が帰国し、1950年10月、大阪市南区（現在の大阪市中央区）に株式会社山本洋紙店（1951年10月に株式会社中本洋紙店に商号変更）が設立され、1955年頃からの大手乳業メーカー等との取引拡大を契機に、洋紙販売から紙加工及びグラビア印刷業への業種転換が進む中、旧株式会社中本洋紙店（1972年5月に株式会社中本（大阪市天王寺区）に商号変更）グループの一

員として、現在の公開買付者の前身である関東中本印刷株式会社（1991年12月に中本パックス株式会社に商号変更し、2005年に株式会社中本（注1）を吸収合併）が設立されたことに始まるということです。その後、公開買付者は、2016年3月に東京証券取引所市場第二部に上場、2017年9月に東京証券取引所市場第一部指定、また、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所プライム市場へ移行しているとのことです。なお、公開買付者は、2023年10月20日より東京証券取引所スタンダード市場に移行する予定とのことです。2023年5月31日現在、公開買付者グループ（公開買付者及び公開買付者の連結子会社15社で構成される企業グループをいいます。）は、食品関連、IT・工業材関連、医療・医薬関連、建材関連、生活資材関連等の用途向けに、国内外の工場において印刷加工（グラビア加工）、コーティング加工、ラミネート加工及び成型加工による製品の製造・販売を主な事業としているとのことです。なお、本日現在、公開買付者は、当社株式を所有していないとのことです。

（注1）同社と、現在の公開買付者の大株主の株式会社中本は別会社であり、現在の公開買付者の大株主の株式会社中本は2014年に公開買付者の創業家の資産管理会社として設立されたとのことです。

盛田エンタプライズによれば、盛田エンタプライズは、2022年11月中旬から、当社が厳しい業界動向の中で、事業を維持・拡大していくためには、事業シナジーを発揮することが見込めるパートナーの下で、当社の事業基盤を強化することが当社にとって最良の選択肢であると考え、当社の事業成長に寄与するパートナーへ当社株式を売却することの検討を開始したとのことです。その後、当社は、2022年11月下旬に、盛田エンタプライズより、当社株式を売却するための検討を開始した旨の連絡を受けました。これを踏まえて、当社は、当社の企業価値の向上と株主利益の最大化を図ることを目的として、盛田エンタプライズによる当社株式の売却に関する検討を開始し、売却プロセス、想定される取引ストラクチャー及び候補先等に関して慎重に検討を行い、また盛田エンタプライズとも協議を行いました。そして、当社としても、当社の盛田エンタプライズに対する事業運営上の依存度は限定的であり、盛田エンタプライズによる当社株式の売却にあたって当社事業に大きな影響を及ぼすようなマイナス効果は見込まれないことから、盛田エンタプライズが所有する当社株式を当社の事業成長に寄与するパートナーへ売却することが、当社の企業価値の向上と株主利益の最大化に繋がると考えました。その結果、当社は、盛田エンタプライズによる当社株式の売却に関して了承し、2022年12月中旬に、盛田エンタプライズ及び当社は、当社の事業の成長に寄与し、当社の事業に強い興味を持つと考えられるパートナーを選定することが望ましいとの結論に至りました。また、盛田エンタプライズ及び当社は、当社として望ましいパートナーを選定するために、今後のプロセス、想定される取引ストラクチャー及び候補先等については、当社の意向を優先して検討することについて合意しました。

そして、当社は、盛田エンタプライズによる当社株式の売却にあたって、取引先金融機関に今後のプロセス、想定される取引ストラクチャー及び候補先等についての相談をしました。

取引先金融機関との協議を踏まえて、2023年1月中旬より、当社を取り巻く環境の変化に対応しながら、当社の中長期的な企業価値向上を実現させることができる候補先の検討を開始し、当社の事業に興味を持つと考えられる複数の候補先に対して、盛田エンタプライズが所有する当社株式の売却に関して打診を行い、またこれに伴う当社の今後の更なる成長を実現させるためのパートナーとしての、当社への資本参加についての関心の有無の確認を目的とした面談及び協議を、各候補先

との間で開始しました。その結果、公開買付者を含む複数の候補先が関心を示しました。

複数の候補先からの関心がある旨が確認できたことを踏まえて、当社は、本取引の公正性を担保すべく、2023年4月上旬、盛田エンタプライズ及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を選任することを決め、企業価値の向上と株主利益の最大化を図ることを目的として、盛田エンタプライズによる当社株式売却のプロセスに関する協議を開始しました。なお、SMBC日興証券は、盛田エンタプライズ及び当社に対して通常の銀行取引を行っている株式会社三井住友銀行（以下「SMBC」といいます。）と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ企業の一員であります。が、当社は、SMBC日興証券のファイナンシャル・アドバイザーとしての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてSMBC日興証券におけるアドバイザリー業務を提供する部署とその他の部署及びSMBCとの間で所定の情報遮断措置が講じられていること、当社とSMBC日興証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため、また、盛田エンタプライズとSMBC日興証券との取引はないため、ファイナンシャル・アドバイザーとしての独立性が確保されていること並びにSMBC日興証券は盛田エンタプライズ及び当社の関連当事者には該当しないことも踏まえた上で、SMBC日興証券をファイナンシャル・アドバイザーに選任しております。

この協議を踏まえて、当社は、当社の企業価値の向上に資するパートナーを検証するとともに、少数株主保護の観点から、少数株主にできるだけ有利な条件での取引を実現したいことから、株式売却のプロセスとしては入札手続を通じて買付者を選定することに決めました。また、当社は、2023年4月下旬、盛田エンタプライズ及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所（現：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業。以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選任することを決めました。そして、当社は公開買付者を含む候補先である国内事業会社3社に対して、2023年5月中旬、当社の今後の更なる成長を実現させるためのパートナー選定に関する第一次入札プロセス（以下「本第一次入札プロセス」といいます。）に招聘する意向であることを通知し、パートナーの選定手続の概要の説明並びに取引の意義、目的、ストラクチャー、本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）等を記載した意向提案書の提出の要請をするとともに、当社の財務情報等の開示を行いました。また、当社は、候補先から当社株式価値に関する提案を受領する予定であったことから、2024年4月期から2028年4月期までの5期分の当社の事業計画（以下「当社事業計画」といいます。）を作成し、候補先に開示を行い、公開買付者を含む候補先と当社とのシナジー創出の分析及びスキームに関する協議を複数回行いました。

一方、公開買付者としては、公開買付者の企業価値向上につながるM&A施策として、公開買付者のコア技術であるグラビア印刷・ラミネート加工の上流工程と下流工程にあたるプラスチックフィルム製造業や製袋業を行っている企業の買収を模索していたところ、2023年5月中旬、本第一次入札プロセスの案内をSMBC日興証券より受領したことから本第一次入札プロセスに参加し、当社株式の取得についての検討を開始したとのことです。かかる検討の中で、公開買付者としては、当社を完全子会社化及び非公開化することで、販売・仕入・製造の効率化、製品開発力の向上等によるシナジーが見込まれ、また、関連人員の再配置による最適化・合理化等の効果が期待できると考えるに至ったとのことです。また、公開買付者は、本第一次入札プロセスの案内を受領した際にSMBC日興証券経由より、盛田エンタプライズとしては、盛田エンタプライズが所有する当社株式については現金対価での株式譲渡及び2023年内での譲渡完了を希望している旨の案内を受

け、また、当社株式の全ての取得の方法については、現金対価の公開買付けではなく、株式交換を組み合わせることにより、本取引後における公開買付者グループ及び当社グループ間でのシナジーの発現等に向けた成長投資に資金を確保する等の手法も考えられる旨の説明を受けたとのことです。上記の盛田エンタプライズの希望に加え、公開買付者における資本政策に鑑みた本取引全体における当社株式の取得対価の検討や、当社の少数株主の皆様に対しては、公開買付者の普通株式（以下「公開買付者株式」といいます。）を交付することにより、公開買付者株式の所有を通じて、本株式交換後に期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現による公開買付者の事業発展・収益拡大、その結果としての公開買付者株式の株価上昇の利益等を楽しむ機会を提供できること、東京証券取引所プライム市場（注2）に上場する公開買付者株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることを踏まえ、SMBC日興証券と協議した結果、公開買付者としては、当社を完全子会社化するためのスキームとして、本公開買付けによる現金を対価とした盛田エンタプライズからの当社株式取得及び本株式交換による公開買付者株式を対価とした当社の少数株主からの当社株式取得の組み合わせを提案することを判断したとのことです。そして、当社は、公開買付者より、2023年7月11日に、(i) 盛田エンタプライズを含む当社の株主が所有する当社株式を対象とした本公開買付けを実施すること、(ii) 当社を株式交換完全子会社、公開買付者を株式交換完全親会社とすることを目的とした本株式交換に係る手続を経て、当社を完全子会社化すること、(iii) 本公開買付価格を、当社株式の株価水準等を総合的に勘案し、350円（2023年7月10日時点の当社株式の終値426円に対して17.84%のディスカウント）とする意向表明書（以下「本第一次意向表明書」といいます。）の提出を受けました。なお、公開買付者より、本第一次意向表明書において、本株式交換に係る株式交換比率を提示されておりません。

（注2）当該検討時点及び本日現在において公開買付者株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、公開買付者が2023年9月14日に公表した「プライム市場の上場維持への適合に向けた計画に基づく進捗状況（変更）及びスタンダード市場への選択申請及び適合状況に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年10月20日より東京証券取引所スタンダード市場への移行を予定しております。

これに対し、当社は、本第一次意向表明書に関して、本取引実行後に公開買付者をパートナーとすることが当社の企業価値の向上に繋がると判断するための追加の検討材料として、2023年7月中旬、公開買付者に対し、当社との本取引実行後のシナジーについてより詳細に記載した補足資料の提出を求めました。その後、2023年7月中旬に、公開買付者より、(i) 公開買付者の主力事業である食品関連の取引先や、ホームセンター、100円ショップ及びオンラインショップへの当社の製品の拡販により、販売量の増加に伴う当社の設備稼働率の向上による原価低減が見込まれ、価格競争力が高まることによる販売量の更なる増加という好循環が生まれること、(ii) 生分解性樹脂等を使用した環境対応製品の開発及びテーマを公開買付者と当社が共有することにより、これまで公開買付者が取り組むことができなかった環境対応製品の開発案件を立ち上げることができること、(iii) 公開買付者と当社がグループ会社として同じ経営方針のもとで新製品の開発・製造・販売に取り組むことにより、新製品の市場投入のタイミングを早期化することで、公開買付者及び当社の双方の顧客満足度を向上させることができること、(iv) 当社を完全子会社化することにより、公開買付者と当社の情報管理基準が統一され、外部業者を利用して開発を行う場合における情報漏洩リスクを低減することができることで、当該リスクを懸念する公開買付者の顧客からの受注の増加が期待でき、

また、当社の保有設備を公開買付者の製品の製造に利用することにより、当社における設備稼働率の向上も期待でき、製造改善ノウハウの共有による製造コストの削減及び生産効率の向上も見込まれること、更には、(v)事業所の統廃合により、人材交流を通じた営業人員の相互レベルアップ、賃借物件に係る賃料の削減、原材料及び副材料の共同購入による原材料コストの削減が可能となり、公開買付者と当社の双方においてメリットを享受することが可能と考える旨を記載した本第一次意向表明書の補足資料（以下「本第一次意向表明補足資料」といいます。）の提出を受けました。なお、公開買付者は、公開買付者と当社の間において、類似・同種の製品による競合の可能性や、販売先及び仕入先を含む主要な取引先の競合の有無といった、本取引の結果として生じる可能性のある悪影響についても慎重に検討したが、そのような製品や取引先として該当するものはなく、本取引を実施することによって両社に重大な悪影響が発生することはないと判断したとのことです。

当社は、本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料の受領に伴い、当社の筆頭株主である盛田エンタプライズが、盛田エンタプライズの所有する当社株式をパートナーとして選定されるいずれかの候補先に対して売却する場合には、その取引実施に関して、盛田エンタプライズと当社の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえ、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2023年7月21日、当社取締役会において、盛田エンタプライズから独立した社外取締役によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置することを決定しました。また、当社取締役会は、本特別委員会の設置の決定に際し、本特別委員会に対し、(i)本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項、(ii)本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事項、(iii)本取引に係る手続の公正性に関する事項、(iv)本取引を行うことが当社の少数株主にとって不利益なものでないかに関する事項等（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問しました（なお、その後、本取引のスキームが当事者間で合意されたことを受けて、2023年10月5日の本特別委員会において、当社は本特別委員会に対して、SMBC日興証券及び西村あさひ法律事務所を通じて、諮問の対象となる本取引の内容を明確化しております。）。更に、当社取締役会は、本特別委員会の意見を最大限尊重して本取引に関する決定を行うものとし、本特別委員会が本取引について妥当でない判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定を行わないことを併せて決議しております。本特別委員会の委員の構成、その他の具体的な諮問事項等については、下記「(4)公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

その後、当社は、公開買付者から提示された本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料を盛田エンタプライズに共有の上、盛田エンタプライズと本公開買付価格及び公開買付者が当社の事業成長に寄与するパートナーとして妥当であるかについて慎重に協議を行いました。そして、2023年7月下旬、当社は、盛田エンタプライズより、公開買付者が提示した本公開買付価格が、2023年7月26日までの直近12ヶ月間の終値の単純平均値350円（小数点以下四捨五入。以下、終値の単純平均値において同じです。）を参考とした価格であったこと、当社にとって事業シナジーを発揮することが見込めるパートナーの下で、当社の事業基盤を強化することが当社にとって最良の選択肢であったことを踏まえ、本公開買付価格を含めた当該協議内容に関して応諾する旨の連絡を受けました。一方で、当社としても、公開買付者から提示された本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料の内容について慎重に検討を行い、本特別委員会と協議の上、公開買付者が想定してい

る公開買付者の主力事業である食品関連の取引先への当社の製品の拡販、公開買付者の日用品事業を利用した製品開発、原材料及び副材料の共同購入による原材料コストの削減が見込める等のシナジーは、当社にとっても、従来からの販売方法を見直して無駄のない効率的な形態に変革していくこと、食品冷凍包装の進化など包装技術の高まりに対し付加価値の高い製品を投入していくこと及び材料費や物流費などのコスト削減策を実施することによる収益構造の転換が見込めると考えました。また、当社の事業運営上の盛田エンタプライズに対する依存度は限定的であること、新人一括採用をしておらず上場企業であることを大きく活かしているとは考えにくいこと、資金調達ニーズはないことを踏まえると、上場廃止によるデメリット及び盛田エンタプライズが当社株式を売却することによるマイナス効果は見込まれないと考えたことから、本取引は当社の企業価値向上に資すると判断し、公開買付者をパートナーとして交渉するのが適切であると考え、2023年8月上旬、公開買付者を正式なパートナー候補として交渉を開始する旨及び第二次入札プロセス（以下「本第二次入札プロセス」といいます。）への参加を認める旨の通知を、公開買付者に対して行いました。その後、2023年8月下旬から同年9月下旬まで当社は、公開買付者に対して、当社経営陣へのインタビューを含むデュー・ディリジェンスの機会を提供し、他方で、同期間の間、当社は、公開買付者より、デュー・ディリジェンスの機会を提供されました。

一方で、公開買付者は、当社から本第二次入札プロセスの案内を受けたことを踏まえ、2023年8月上旬、公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして大江・田中・大宅法律事務所を選定し、2023年8月下旬から同年9月下旬にかけて、本取引の一環として株式交換を実施する可能性があることを踏まえ、当社に対するデュー・ディリジェンスを実施するとともに、当社から公開買付者に対するデュー・ディリジェンスにも対応しながら、当社株式の取得について、更なる検討を進めていたとのことです。かかる検討の中で、公開買付者は、当社の株主の皆様が本取引によって得ることのできる経済的利益や取引の安定性等も勘案しながら、野村証券及び大江・田中・大宅法律事務所も含めて、様々なスキームの選択肢についても議論を行ったとのことです。そして、かかる議論の中で、本取引のスキームとしては、上記のとおり、盛田エンタプライズにおける、盛田エンタプライズが所有する当社株式の現金対価での株式譲渡及び2023年内での譲渡完了の希望や、当社単独において資金調達ニーズはないとのことである一方、当社株式の全ての取得の方法について現金対価の公開買付けではなく、株式交換を組み合わせることにより、上記に記載の生分解性樹脂等を使用した環境対応製品の開発及びテーマの共有における環境対応製品の開発案件を含む新製品の開発・製造・販売含めた本取引後における公開買付者グループ及び当社グループ間でのシナジーの発現等に向けた成長投資に資金を確保する等、公開買付者における資本政策に鑑みた本取引全体における当社株式の取得対価の検討等を踏まえ、本公開買付けと本株式交換の組み合わせを前提とした上で、当社における本臨時株主総会の開催に係る手続について当社と協議したところ、本取引の公表後に本臨時株主総会の開催に係る手続を開始し、本臨時株主総会開催後に本公開買付けを開始した場合、本公開買付けの決済は2024年以降となる旨を当社に確認したため、上記に記載の2023年内での現金対価の株式譲渡という盛田エンタプライズの希望を満たすためには、本公開買付けの決済の開始後に本臨時株主総会を開催する必要があることを確認いたしました。一方、本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に先立って本公開買付けを実施することにより、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られなかった場合には、本取引による当社の非公開化が実現できないおそれがあることから、公開買付者は、盛

田エンタプライズ及び当社と本取引のスキームについて協議をしたとのこと。かかる協議の中で、当社は、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めるか否か、当社の株主の属性等を踏まえて分析して、当該分析結果を公開買付者に共有し、公開買付者はこれを確認したとのこと。当該分析の結果としては、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案について賛成票を投じることが見込まれる株主として、(i) 盛田エンタプライズ(議決権保有比率(注) 49.45%)、(ii) 本取引に賛成している当社の役員(議決権保有比率 1.35%)、(iii) 本取引の公表後に、当社から、本株式交換比率において過去3年間の株式交換における同種案件(ディスカウント案件及び利益相反関係が直接的に存する親子上場会社を当事者とする案件を除いた、上場会社間の株式交換を対象としております。)の7件のプレミアム水準(以下「過去同種案件プレミアム水準」といいます。)と比較して遜色ないプレミアムが付されている本株式交換が実行されることで、より価値の高い株式を保有することになるというメリットを説明することで賛成いただけると見込まれる当社関係者(子会社役員、従業員持株会、役員持株会、現従業員、元従業員を含みますが、当社役員を除きます。議決権保有比率 11.19%)、(iv) 本株式交換比率は過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されており、本株式交換によって、より価値の高い株式を保有することになることから、本臨時株主総会において賛成票を投じると見込まれる金融機関及び投資ファンドとしての性質を有する公的機関(議決権保有比率 6.81%)が存在し、これら(i)乃至(iv)の株主の議決権保有比率を合計すると 68.80%となることに加え、本株式交換比率は過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されていることから、当社の一般株主について、その多くが反対すると考える合理的な理由が無いことも考慮して、本株式交換契約の承認に必要な出席議決権の3分の2以上の賛成が得られる見込みであることを確認したとのこと。また、公開買付者及び当社としては、上記分析結果を踏まえ、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めることに加え、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立することになった場合においても、その後、上記に記載のシナジー効果を一定範囲で創出し、公開買付者及び当社の企業価値向上を実現することは可能であると考えました。上記検討・議論の結果、公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社は、本公開買付け後に本株式交換を実施するスキームにつき合意いたしました。

(注)「議決権保有比率」とは、当社が2023年7月28日に提出した「第54期有価証券報告書」に記載された2023年4月30日時点の議決権個数(52,661個)をもとに当社が2023年8月24日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」に記載された2023年9月15日付で自己株式数(8,271株)を処分したことによって増加した議決権個数(84個)を加算した議決権個数(52,745個)に占める割合(なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権保有比率について同じです。)です。

上記の本取引のスキームについての検討・議論を経て、公開買付者及び当社は、本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)を含む本株式交換契約に係る諸条件について協議・交渉を行いました。具体的には、公開買付者は、2023年9月26日、本株式交換比率及び本公開買付けの諸条件を記載した提案書(以下「第1回目提案書」といいます。)を提出したとのこと。公開買付者は、当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、野村證券による株式交換比率に関する試算内容及び当社の株価水準等を総合的に勘案の上、当社株式1株に対して、公開買付者株式0.26株を割当交付する本株式交換比率(本株式交換比率における当社株式1株当たりの対価

の価値は、2023年9月25日時点での公開買付者株式の終値1,643円に基づき計算すると427円(小数点以下四捨五入。以下、本株式交換比率における当社株式1株当たりの対価の価値の計算において同じです。)となり、同日時点での当社株式の終値405円に対して5.43%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム及びディスカウントの数値(%)において同じです。)、同日までの直近5営業日の終値単純平均値407円に対して4.91%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値413円に対して3.39%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値416円に対して2.64%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値404円に対して5.69%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)を提案したとのことです。これに対して、2023年9月28日、本特別委員会は、公開買付者に対して、第1回目提案書における本株式交換比率は、当社の第三者算定機関による株式交換比率の試算結果等を勘案し、少数株主の利益保護の観点から十分な水準にあるとは評価できず、本特別委員会としては、応諾することはできないものと考えたため、再検討の要請をいたしました。公開買付者は、本特別委員会からのかかる要請について慎重に検討の上、2023年10月2日、当社株式1株につき、公開買付者株式0.27株を割当交付する本株式交換比率(本株式交換比率における当社株式1株当たりの対価の価値は、2023年9月29日時点での公開買付者株式の終値1,658円に基づき計算すると448円となり、同日時点での当社株式の終値403円に対して11.17%、同日までの直近5営業日の終値単純平均値405円に対して10.62%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値412円に対して8.74%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値415円に対して7.95%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値405円に対して10.62%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする旨の再提案を記載した提案書(以下「第2回目提案書」といいます。)を提出したとのことです。これに対して、2023年10月4日、本特別委員会は、公開買付者に対して、第2回目提案書における本株式交換比率は、当社の第三者算定機関による株式交換比率の試算結果及び過去6ヶ月間の当社株価推移等を勘案し、少数株主の利益保護の観点から十分な水準にあるとは評価できないこと、及び本取引の実施に当たっては、本臨時株主総会において本株式交換契約について特別決議による承認を受ける必要があるところ、当該承認の確度を高めるためには、本株式交換比率のプレミアム率について、当社の少数株主の皆様には十分納得いただける水準とする必要があることを踏まえると、応諾できないと判断したため、再検討の要請をいたしました。公開買付者は、当社からのかかる要請について再度検討の上、2023年10月4日、当社株式1株につき、公開買付者株式0.27株を割当交付する本株式交換比率(本株式交換比率における当社株式1株当たりの対価の価値は、2023年10月3日時点での公開買付者株式の終値1,651円に基づき計算すると446円となり、同日時点での当社株式の終値388円に対して14.95%、同日までの直近5営業日の終値単純平均値401円に対して11.22%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値411円に対して8.52%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値415円に対して7.47%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値406円に対して9.85%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とすることにつき、当社において改めて検討を要請する旨を記載した提案書(以下「第3回目提案書」といいます。)を提出したとのことです。これに対して、2023年10月10日、本特別委員会は、公開買付者に対して、当社株式1株につき、公開買付者株式0.30株を割当交付する本株式交換比率とすることについての検討の要請をいたしました。公開買付者は、本特別委員会からのかかる要請について慎重に検討の上、2023年10月11日、当社株式1株につき、公開買付者株式0.28株を割当交付する本株式交換比率(本株式交換比率における当社株式1株当たりの対価の価値は、2023年10月10日時点での公開買付者株式の終値1,629円に基づき計算すると456円となり、同日時点での当社株式の終値400円に対して

14.00%、同日までの直近5営業日の終値単純平均値391円に対して16.62%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値406円に対して12.32%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値412円に対して10.68%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値407円に対して12.04%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする旨の再提案を記載した提案書(以下「最終提案書」といいます。)を提出したとのことです。これに対して、2023年10月12日、本特別委員会は、公開買付者に対して、最終提案書における本株式交換比率の提案について応諾する旨の回答いたしました。

また、公開買付者は、第1回目提案書において、本公開買付けの条件として、本公開買付価格については、上記のとおり、本第一次意向表明書にて盛田エンタプライズに応諾いただいた350円とすることに加え、本公開買付けの上限は設定せず、下限を盛田エンタプライズが所有する当社株式(2,608,000株、以下「応募合意株式」といいます。)数とすることを提案し、盛田エンタプライズはこれを応諾し、また、2023年9月上旬から同年10月上旬にかけて、本応募契約について協議・交渉を行い、合意に至ったとのことです。

一方、当社は、本特別委員会より、公開買付者からの提案内容を踏まえて、2023年10月4日、SMB C日興証券を通じて、公開買付者が考える本取引の意義、目的及び本取引のストラクチャーに対する当社としての意見等に関する質問事項を受領しました。その後、当社は、同月5日、本特別委員会に対して、当該質問事項に対する回答及び質疑応答を行いました。本特別委員会は、当社からの回答を踏まえながら、慎重に検討を行い、当社と公開買付者とのシナジーとして、(i)公開買付者の取引先への当社の製品の新規拡販、(ii)環境配慮型の製品の開発能力の向上、(iii)営業拠点の統合や共同購入によるスケールメリットを活かした原材料コストの削減、が見込めると考えられることを確認いたしました。また、(iv)当社の事業運営上の盛田エンタプライズに対する依存度は限定的であることを考慮すると、盛田エンタプライズが当社株式を売却することによるマイナス効果は見込まれないと考えました。

これらの協議・交渉・判断を経て、公開買付者と当社との間で本株式交換比率を含む諸条件について合意に至ったことから、本日、公開買付者と当社の取締役会において、本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。また、中本パックスと盛田エンタプライズとの間で本公開買付価格を含む本応募契約に係る諸条件についても合意に至ったことから、2023年10月17日、中本パックスの取締役会において、盛田エンタプライズの所有する当社株式の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決議し、盛田エンタプライズとの間で本応募契約を締結いたしました。なお、本公開買付価格に関して、公開買付者より盛田エンタプライズに対して提案した本公開買付価格については、(i)本公開買付けを可能な限り応募合意株式のみが応募される取引とすべく、本公開買付価格を当社株式の市場株価よりもディスカウントした価格とする必要性を踏まえて、公開買付者と盛田エンタプライズとの間で協議・交渉を行った結果、決定した価格であること、(ii)本株式交換比率は、公開買付者及び当社の第三者算定機関が算定した株式交換比率の算定結果を踏まえて定めており、また、当社が公開買付者の完全子会社になることによるシナジー効果や、当社の少数株主に対する投下資本の回収機会を与えることを考慮し、公開買付者と当社との協議・交渉の結果、決定したものであること、(iii)本株式交換における当社株式1株当たりの対価(本株式交換比率に基づく公開買付者株式0.28株相当)の価値は、公開買付者株式の本日の前営業日である2023年10月16日の終値1,625円に基づき計算すると455円となり、本公開買付価格(350円)よりも105円高い額となり、また、当社株式の市場株価に対するプレミアム水準についても、本株式交換における当社株式1株当たりの対価(本株式交換比率に基づく公開

買付者株式0.28株相当)の価値は、①同日時点での当社株式の終値397円に対して14.61%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値401円に対して13.47%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値411円に対して10.71%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値408円に対して11.52%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当し、また②最終提案書において公開買付者が提案した本株式交換比率に対して本特別委員会が応諾する旨の回答を行った2023年10月12日の終値1,654円に基づき計算すると463円となり、本公開買付価格(350円)よりも113円高い額となり、また、同日時点での当社株式の終値401円に対して15.46%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値404円に対して14.60%(a)、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値412円に対して12.38%(b)、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値408円に対して13.48%(c)のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当するところ、過去同種案件プレミアム水準の平均値が、各案件の公表日の前営業日において7.38%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して9.82%(上記aの値はこれを4.78%上回る)、3ヶ月間の終値単純平均値に対して12.27%(上記bの値はこれを0.11%上回る)、6ヶ月間の終値単純平均値に対して15.36%(上記cの値はこれを1.88%下回るものの、その乖離は大きくない)であることを踏まえると、本株式交換比率は過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色なく、一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な株式交換比率であり、本取引は、当社の一般株主の皆様に対して適切な株式交換比率であると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明しております。他方、本公開買付けは、主として盛田エンタプライズを対象として、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してディスカウントを行った価格を当社株式1株当たりの買付け等の価格に設定して行われることから、当社において、当社の一般株主の皆様が本公開買付けに応募することは想定しておりません。そのため、本公開買付価格が妥当なものであるかどうか判断していないものの、当社としては、当社の一般株主の皆様が任意に本公開買付けに応募する判断をされることを否定するものではないことから、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨及び本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。なお、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本公開買付価格が公開買付者と盛田エンタプライズの合意により決定された価格であること、かつ本公開買付価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であることに鑑み、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておりません。

当社取締役会の決議の詳細は、下記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」「(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

また、公開買付者と盛田エンタプライズとの間で本公開買付価格を含む本応募契約に係る諸条件についても合意に至ったことから、本日、公開買付者の取締役会において、盛田エンタプライズの所有する当社株式の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決議し、盛田エンタプライズとの間で本応募契約を締結したとのことです。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日(両社)	2023年10月17日(火)
本株式交換契約締結日(両社)	2023年10月17日(火)

臨時株主総会基準日公告日（当社）	2023年11月6日（月）（予定）
臨時株主総会基準日（当社）	2023年11月21日（火）（予定）
本株式交換契約承認 臨時株主総会決議日（当社）	2023年12月27日（水）（予定）
最終売買日（当社）	2024年1月29日（月）（予定）
上場廃止日（当社）	2024年1月30日（火）（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	2024年2月1日（木）（予定）

（注1）公開買付者は、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の本株式交換契約の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

（注2）上記日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、公開買付者及び当社が協議し合意の上、変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

## （2）本株式交換の方式

当社を株式交換完全子会社、公開買付者を株式交換完全親会社とする本株式交換を行う予定です。なお、公開買付者については、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の決議による承認を受けずに、当社については、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、本株式交換を行う予定です。

## （3）本株式交換に係る割当ての内容

	中本パックス株式会社 (株式交換完全親会社)	M I C S 化学株式会社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.28
本株式交換により交付する株式数	公開買付者の普通株式：747,471株（予定）	

### （注1）本株式交換に係る割当比率

公開買付者は、当社株式1株に対して、公開買付者株式0.28株を割当交付するとのことです。なお、上記表に記載の本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、公開買付者及び当社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

### （注2）本株式交換により交付する公開買付者の株式数

公開買付者は、本株式交換に際して、本株式交換により公開買付者が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却及び本公開買付けが行われた後の公開買付者を除く株主をいうものとします。）に対して、その所有する当社株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の公開買付者株式を割当交付する予定です。なお、本公開買付けの決済は、基準時以前に完了する見込みであり、上記表に記載の本株式交換により交付される公開買付者株式の総数は、本公開買付けに盛田エンタプライズが所有する応募合意株式のみが応募される前提で計算しております。また、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。本株式交換により交付される公開買付者株式の総

数は、本公開買付けに応募された当社株式（以下「応募株券等」といいます。）及び当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、公開買付者の単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなる当社の株主の皆様におかれましては、公開買付者株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、公開買付者の単元未満株式を所有する株主の皆様が、公開買付者に対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、公開買付者株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の公開買付者株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当に関する取扱い

公開買付者及び当社は、公開買付者が、2023年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、公開買付者株式1株当たり31円を限度として剰余金の配当を行うことができること、及び、当社が、2023年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、当社株式1株当たり5円を限度として剰余金の配当を行うことができること、並びに、これらを除いては、公開買付者及び当社は、本日以降、本株式交換の効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本株式交換の効力発生日の前日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除きます。）の決議を行ってはならない旨を合意しております。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、公開買付者及び当社は、2023年8月下旬から9月下旬にかけて実施した公開買付者及び当社による相互へのデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、真摯に協議・交渉を重ねた結果、公開買付者が当社を完全子会社化及び非公開化することが、公開買付者及び当社の企業価値向上にとって最善の判断であると考えに至りました。

また、公開買付者及び当社は、上記「2. 本株式交換の要旨」の「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、それぞれ個別に、公開買

付者、盛田エンタプライズ及び当社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることといたしました。そして、当社は、SMB C日興証券をファイナンシャル・アドバイザーとして、東京共同会計事務所を第三者算定機関として選定し、公開買付者は、野村證券をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、また、当社は、西村あさひ法律事務所を、公開買付者は、大江・田中・大宅法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

公開買付者及び当社は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、公開買付者及び当社の間で、本株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、当社においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)」に記載のとおり、第三者算定機関である東京共同会計事務所から取得した株式交換比率に関する算定書 (以下「当社株式交換比率算定書」といいます。)、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、当社が公開買付者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに公開買付者及び当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会 (詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)」の「①当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおりです。) から受領した答申書等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、本株式交換比率は妥当であり、当社の少数株主の皆様にとって利益に資すると判断いたしました。

また、公開買付者においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から取得した株式交換比率に関する算定書 (以下「公開買付者株式交換比率算定書」といいます。)、リーガル・アドバイザーである大江・田中・大宅法律事務所からの助言及び公開買付者が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、公開買付者の株主の皆様利益に資すると判断したとのことです。

このように、公開買付者及び当社は、本株式交換比率は公開買付者及び当社のそれぞれの株主の皆様利益に資するものであるとの判断に至ったため、それぞれ本日開催の取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、公開買付者と当社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称並びに当社、盛田エンタプライズ及び公開買付者との関係

当社の第三者算定機関である東京共同会計事務所及び公開買付者の第三者算定機関である野村證券は、いずれも公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社から独立した算定機関であり、公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## ② 算定の概要

東京共同会計事務所は、当社株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場、公開買付者株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して、本株式交換比率を算定いたしました。東京共同会計事務所が上記各手法に基づき算定した公開買付者の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.244～0.253
DCF法	0.137～0.268

市場株価平均法では、2023年10月16日を算定基準日として、公開買付者株式及び当社株式の東京証券取引所における同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を基に、本株式交換比率を0.244～0.253までと算定しております。

DCF法では、当社事業計画及び公開買付者が作成した事業計画（以下「公開買付者事業計画」といいます。）に基づく収益予測や投資計画、将来の収益予想に基づく当社及び公開買付者が生み出すフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、本株式交換比率を0.137～0.268までと算定しております。また、東京共同会計事務所がDCF法による分析に用いた当社事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2024年4月期において、ロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格高騰を背景として当該事業年度以前より高騰していた原材料費について、当該事業年度に販売単価の是正を実施したことにより、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。一方、東京共同会計事務所がDCF法による分析に用いた公開買付者事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、当社事業計画は、本公開買付けの実行を前提として作成されたものではなく、公開買付者事業計画は、本取引の実行を前提として作成されたものではないとのことです。

一方、野村證券は、本株式交換比率について、公開買付者株式は東京証券取引所プライム市場、当社株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、公開買付者及び当社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、それぞれ採用して算定を行ったとのことです。

野村證券が上記各手法に基づき算定した公開買付者の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、それぞれ以下のとおりとのことです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.24～0.25
類似会社比較法	0.11～0.56
DCF法	0.21～0.31

なお、野村證券は、市場株価平均法においては、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、2023

年10月12日を算定基準日として、公開買付者株式及び当社株式の東京証券取引所における算定基準日終値、同日までの直近5営業日の終値単純平均値、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用したとのことです。

DCF法では、公開買付者事業計画及び当社から提供され公開買付者により確認された当社事業計画に基づいて、公開買付者及び当社が生み出す将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより算定したとのことです。なお、野村證券がDCF法の評価の基礎とした公開買付者の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。一方、野村證券がDCF法の評価の基礎とした当社の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2024年4月期において、ロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格高騰を背景として当該事業年度以前より高騰していた原材料費について、当該事業年度に販売単価の是正を実施したことにより、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでいるとのことです。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。公開買付者、当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。公開買付者の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、公開買付者の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたこと、当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は、2023年10月12日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、野村證券の算定は、公開買付者の業務執行を決定する機関が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

### （3）上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場していますが、公開買付者は、盛田エンタプライズ以外の株主の皆様への応募は想定していないものの、盛田エンタプライズ以外の当社の株主の皆様にも、その所有する当社株式の売却の機会を提供するために、買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの結果として、当該基準に該当しない場合でも、その後の本株式交換により、その効力発生日である2024年2月1日（予定）をもって、当社は公開買付者の完全子会社となることから、当社株式は、東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、本株式交換の効力発生日に先立ち、2024年1月30日に上場廃止（最終売買日は2024年1月29日）となる予定です。なお、予定されている本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

なお、上記「1.本株式交換の目的」に記載のとおり、本臨時株主総会における本株式交換契約

の承認に先立って本公開買付けを実施することにより、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られなかった場合には、本取引による当社の非公開化が実現できないおそれがあるものの、公開買付者及び当社は、当社における、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めるか否か、当社の株主の属性等を踏まえての分析を踏まえ、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案について賛成票を投じることが見込まれる株主として、(i) 盛田エンタプライズ（議決権保有比率 49.45%）、(ii) 本取引に賛同している当社の役員（議決権保有比率 1.35%）、(iii) 本取引の公表後に、当社から、本株式交換比率において過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されている本株式交換が実行されることで、より価値の高い株式を保有することになるというメリットを説明することで賛同いただけると見込まれる当社関係者（子会社役員、従業員持株会、役員持株会、現従業員、元従業員を含みますが、当社役員を除きます。議決権保有比率 11.19%）、(iv) 本株式交換比率は過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されており、本株式交換によって、より価値の高い株式を保有することになることから、本臨時株主総会において賛成票を投じると見込まれる金融機関及び投資ファンドとしての性質を有する公的機関（議決権保有比率 6.81%）が存在し、これら (i) 乃至 (iv) の株主の議決権保有比率を合計すると 68.80%となることに加え、本株式交換比率は過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されていることから、当社の一般株主について、その多くが反対すると考える合理的な理由が無いことも考慮して、本株式交換契約の承認に必要な出席議決権の 3分の2以上の賛同が得られる見込みであることを確認しております。また、公開買付者及び当社としては、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立することになった場合においても、その後、上記「1. 本株式交換の目的」に記載のシナジー効果を一定範囲で創出し、公開買付者及び当社の企業価値向上を実現することは可能であると考えております。また、当社が 2023 年 7 月 28 日に発表した「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」に記載のとおり、本日現在、当社は流通株式時価総額の上場維持基準について適合していない状況となりますが、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立し、当社株式が上場を維持することになった場合、引き続き上場維持基準に適合しない状況が継続する可能性があります。

上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換により当社の株主の皆様は割り当てられる公開買付者株式は、本株式交換の効力発生日以降は東京証券取引所スタンダード市場（注）において取引が可能であることから、基準時において当社株式を 358 株以上所有し、本株式交換により公開買付者の単元株式数である 100 株以上の公開買付者株式の割当てを受ける当社の株主の皆様は、その所有する当社株式の数に応じて一部単元株式数に満たない公開買付者株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の公開買付者株式については引き続き東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

（注）本日現在において公開買付者株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、公開買付者が 2023 年 9 月 14 日に公表した「プライム市場の上場維持への適合に向けた計画に基づく進捗状況（変更）及びスタンダード市場への選択申請及び適合状況に関するお知らせ」に記載のとおり、2023 年 10 月 20 日より東京証券取引所スタンダード市場への移行を

予定しております。

ただし、基準時において 358 株未満の当社株式を所有する当社の株主の皆様には、公開買付者株式の単元株式数である 100 株に満たない公開買付者株式が割り当てられます。なお、2023 年 4 月末現在の当社単元株主数約 2,000 名を前提として計算した場合、約 1,300 名が公開買付者の単元未満株主となる見込みです。単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする公開買付者の配当金を受領する権利を有することになりますが、東京証券取引所スタンダード市場において売却することはできません。単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、株主の皆様のご希望により、公開買付者の単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記「2. 本株式交換の要旨」の「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「2. 本株式交換の要旨」の「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である 2024 年 1 月 29 日 (予定) までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

#### (4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)

本日現在において、公開買付者は、当社株式を所有しておらず、本取引は支配株主による取引には該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することは予定されておらず、本取引はいわゆるマネジメントバイアウト取引にも該当いたしません。

もともと、公開買付者及び当社は、本取引の公正性担保につき慎重を期する観点から、それぞれ以下の措置を講じております。また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

##### ① 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

###### (i) 設置等の経緯

上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、当社は、2023 年 7 月 21 日に開催された取締役会における決議により、本特別委員会を設置いたしました。かかる本特別委員会の設置に先立ち、当社は、2023 年 4 月下旬、公開買付者から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、西村あさひ法律事務所の助言も得つつ、当社の独立社外取締役の全員に対して、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明いたしました。また、当社は、並行して、西村あさひ法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補者の検討を行いました。その上で、当社は、本特別委員会の委員の候補者が、公開買付者及び盛田エンタプライズからの独立

性を有すること、及び本取引の成否に関して一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、上記の当社の独立社外取締役と協議し、西村あさひ法律事務所の助言を得て本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、公開買付者及び盛田エンタプライズから独立した社外取締役である安川喜久夫氏、中神邦彰氏、後藤もゆる氏の3名を本特別委員会の委員の候補として選定いたしました（なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）。

その上で、当社は、上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問いたしました。加えて、当社取締役会は、本特別委員会を当社取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当ではないと判断したときには、当社取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする、本特別委員会に対して、本取引に係る株式交換における本株式交換比率及び公開買付けにおける本公開買付価格その他取引条件等について公開買付者と交渉を行う権限を付与すること、並びに本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会は、当社及び公開買付者の株式価値評価その他本特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関等に委託することができるものとし、その場合の当該委託に係る合理的な費用は当社が負担すること等を決議しております。これを受けて、本特別委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所、ファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券及び第三者算定機関である東京共同会計事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、当社のリーガル・アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しました。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額又は時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していません。

## (ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2023年7月26日から2023年10月17日までの間に合計15回、計約21時間にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

具体的には、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所及び第三者算定機関である東京共同会計事務所について、公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社のいずれの関連当事者にも該当しないこと、並びに本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しております。

更に、本特別委員会は、当社が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認をしております。その上で、本特別委員

会は、西村あさひ法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行っております。また、本特別委員会は、当社が作成した当社事業計画について、当社からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認しております。

本特別委員会は、公開買付者からの提案内容について慎重に検討を行うとともに、当社から、本取引の目的や意義、これらに関する公開買付者及び盛田エンタプライズとの協議状況、本取引の当社事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施しております。

加えて、上記「(2) 算定に関する事項」に記載のとおり、東京共同会計事務所は当社事業計画及び公開買付者事業計画を前提として本株式交換比率の算定を実施しておりますが、本特別委員会は、東京共同会計事務所が実施した本株式交換比率に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を認識しております。

また、本特別委員会は、当社の公開買付者との交渉について、随時、当社及びSMBC日興証券から受けた報告も踏まえて審議・検討を行い、当社の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べました。具体的には、本特別委員会は、公開買付者からの本株式交換比率及び本公開買付価格に関する提案を受領次第、それぞれについて報告を受け、SMBC日興証券による対応方針及び公開買付者との交渉方針等についての分析・意見を踏まえて検討を行いました。その上で、本特別委員会は当社に対し、これらのいずれに際しても、公開買付者に対して、当社としての本取引の意義・目的を達するために公開買付者との間で協議すべき事項について意見を述べる等、当社と公開買付者との間の本株式交換比率及び本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程において実質的に関与いたしました。

更に、本特別委員会は、西村あさひ法律事務所から、複数回、当社が公表又は提出予定の本取引に係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認しております。

### (iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2023年10月17日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出しております。

#### (a) 本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するかを含む。）に関する事項

①本取引の目的について、(ア) 中本パックス株式会社（以下本 (iii) において「中本パックス」といいます。）の主力事業である食品関連の取引先への当社製品の拡販（拡販できていない取引先への新規拡販、重複している取引先への営業活動効率化）、(イ) 中本パックスの日用品販売事業を利用した製品開発並びにホームセンター、100円ショップ及びオンラインショップへの当社製品の拡販、(ウ) 生分解性樹脂等を使用した環

境対応製品の開発及びテーマの共有、(エ) 営業事務所等の拠点の統合による人材交流を通じた営業人員の相互レベルアップ及び賃貸料の削減、(オ) 原材料及び副材料の共同購入による原材料コストの削減、(カ) 生産効率アップ・ロス率削減等、製造改善ノウハウの共有による製造コストの削減等のシナジーの発生が期待でき、本取引の目的には当社の企業価値向上が含まれると評価できる。

また、②本取引がその目的に資するものであるという説明について、(i) 当社が製造するプラスチックフィルムについては、ポリエチレンやナイロン等の樹脂原料を主原料としているが、樹脂原料の価格の高止まり、物流費や光熱費等の上昇、地政学リスクの顕在化等などで厳しい状況が続くことが懸念されており、(ii) 持続可能な社会の実現に向けた環境配慮型経営がより一層求められており、その動向は当社の経営を大きく左右する要因の一つではある一方、コロナ禍を経て生活様式が変化する中で、食品冷凍包装の進化など包装技術の高まりに対し付加価値の高い製品を投入していくこと、従来からの販売方法を見直して無駄のない効率的な形態に変革していくこと、材料費や物流費などのコスト削減策を実施すること等で、収益構造の転換を図ることが喫緊の課題となっている、と当社が認識していることについて特段不合理な点は認められず、このようなプラスチックフィルム業界における事業環境において、本取引を実行した場合に上記①に記載の各シナジー効果が生じること（すなわち、本取引による完全子会社化が当社の企業価値向上のための有効な手段であると判断すること）について合理性を疑わせる事情は特に認められない。また、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立することになった場合には、中本パックスが盛田エンタプライズに代わって当社の主要株主である筆頭株主となり、当社株式が上場を維持することになりますが、その場合においても、これらのシナジー効果を一定範囲で創出し、当社の企業価値向上を実現することは可能であるとの当社及び中本パックスの認識についても、合理性を疑わせる事情は特に認められず、結果として本取引が当社の企業価値向上という目的に資するという説明に関して特に不合理と認められる点は見当たらない。

なお、当社は本取引により上場廃止となることが予定されているが、当社及び中本パックスには上記のとおり、シナジーの創出による企業価値の向上が合理的に見込まれる一方で、当社においては、①新人一括採用をしておらず上場企業であることを大きく活かしているとは考えにくいこと、及び②資金調達ニーズはないことを踏まえると、上場廃止によるデメリットはそれほど想定されない一方で、③上場会社ならではの対応が簡略化できることにより、コストの削減が見込まれるというメリットが考えられるとの当社の説明を踏まえると、上場維持による社会的信用、知名度の維持・向上は本取引によって直ちに失われるとはいえないと考えられる上、当社の企業価値向上の実現に当たって直接市場からの資金調達を行うことができることが絶対的な必要条件であると認めることもできないと考えられる。以上の点に鑑みれば、中本パックスによる本取引の提案が、当社の上場維持を前提とするストラクチャー等と比しても、当社の企業価値の向上に資するものであり、当社が、一般株主に適正な比率で株式交換の機会を提供することが、現時点における株主の利益を配慮した上での最善の選択であるとの結論に至ったことは不合理ではないと考えられる。

以上のような点を踏まえて検討した結果、本取引の目的には、当社の企業価値向上が含まれており、本取引は是認されるものであると考える。

(b) 本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事項

本取引に至るまでの経緯について、上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、当社は、盛田エンタプライズが現金対価での株式譲渡を希望していることに加え、2023年内での譲渡完了についても希望していたことを考慮しつつ、当社としても、当社の盛田エンタプライズに対する事業運営上の依存度は限定的であり、盛田エンタプライズによる当社株式の売却に当たって当社事業に大きな影響を及ぼすようなマイナス効果は見込まれないことから、盛田エンタプライズが所有する当社株式を当社の事業成長に寄与するパートナーへ売却することが、当社の企業価値の向上と株主利益の最大化に繋がると考えた結果として、当社株式売却に係る取引の検討を開始している。そして、中本ボックスを買主候補先として選定するに当たっても、貴社が、①早々に中本ボックスと相対で交渉をするのではなく、本入札プロセスを実施して複数の候補先を招聘したこと、②本第一次入札プロセスを通過した中本ボックスに対して当社事業計画の開示を行った上で当社とのシナジー創出の分析及びスキームに関する協議を複数回行ったこと、また、中本ボックスから第一次意向表明書の提出を受けた後も、単にこれを甘受するのではなく、③中本ボックスをパートナーとすることが当社の企業価値の向上に繋がると判断するための追加の検討材料として補足資料の提出を求め、本第一次意向表明補足資料の提出を受けたこと、④提案を受けたストラクチャー及び株式交換比率についても当社、盛田エンタプライズ及び本特別委員会のそれぞれないしは各アドバイザーを通じて各当事者間での協議を重ねたこと、⑤中本ボックスに対してもデュー・ディリジェンスを実施し、当該結果について東京共同会計事務所及び西村あさひ法律事務所から当社及び本特別委員会はそれぞれ報告を受け、当該結果も考慮して本株式交換比率の妥当性を検討したこと等を踏まえると、当社及び本特別委員会においては、ストラクチャーや買手候補先に縛られず、広く、当社が厳しい業界動向の中で事業シナジーを最大限発揮しつつ、現時点における株主の利益を配慮した上での最善の選択が何であるかを慎重に検討・判断したものと評価できる。

また、上記のような検討や評価の前提として、上記「1. 本株式交換の目的」の記載も踏まえると、各当事者間の本取引の取引条件に関する協議・交渉過程において、本取引が相互に独立した当事者間で行われる場合と実質的に同視し得る状況、すなわち、構造的な利益相反の問題や情報の非対称性の問題に対応し、当社の企業価値を高めつつ一般株主にできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保され、かつ、実際にもそのような努力が行われたと考えられる。

更に、本株式交換比率に係る交渉経緯についても上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、中本ボックスから2023年7月11日付で最初の提案を受けてから本株式交換比率の提案を受けるまでに、2回にわたり株式交換比率が引き上げられ、更に、本株式交換比率の提案を受けてからも、本特別委員会作成書面により、3回にわたり書面による株式交換比率の更なる引上げの申入れを行った。これらの協議交渉経緯等に鑑みると、当社及び本特別委員会は、中本ボックスとの協議交渉過程において、実務上合理的

に考えられる株式交換比率を引き上げるための方策を十分に講じたものと評価できる。

本株式交換比率は、中本パックスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.28株であるところ、①当社事業計画の作成経緯及びその重要な前提条件並びに東京共同会計事務所による当社及び中本パックスの株式価値の算定方法について特に不合理な点は認められず、②本株式交換比率は市場株価法の算定結果及びDCF法の算定結果の範囲をいずれも上回るものであり、また、本株式交換における当社株式1株当たりの対価（本株式交換比率に基づく中本パックスの株式0.28株相当）の価値は、中本パックスの株式の本答申書提出日の前営業日である2023年10月16日の終値1,625円に基づき計算すると455円となり、本公開買付価格（350円）よりも105円高い額となり、また、当社株式の同日の終値397円に対して14.61%のプレミアムを加えた金額に相当することから、本株式交換比率は上記の算定結果を考慮した上で合意されたものと認められ、更に、③本株式交換比率は本特別委員会において確認を行った過去同種案件プレミアム水準の平均値が、各案件の公表日の前営業日において7.38%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して9.82%、3ヶ月間の終値単純平均値に対して12.27%、6ヶ月間の終値単純平均値に対して15.36%であり、本株式交換比率は過去同種案件プレミアム水準に照らしても遜色のないものであることに加え、④本取引は、現金を対価として交付することにより一般株主をスクイズアウトする取引ではなく、株式交換完全親会社である中本パックスの株式を対価として交付する取引であることから、当社の一般株主は、本取引によるシナジーを含めて当社の企業価値向上によるメリットを持株比率に応じて享受できること等を踏まえると、本株式交換比率には妥当性が認められる。

本取引の取引方法及び取引対価の種類については、①本取引により当社の完全親会社となる中本パックスの普通株式を本取引の対価とすることにより、当社の株主は本取引後も引き続き当社の企業価値の向上について間接的に享受することができること、②本取引の対価である中本パックスの普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、中本パックスの普通株式を本取引の取引対価とすることにより、引き続き当社株主は保有株式の流動性を確保することができ、市場での売却による投資回収の機会が保障されていること、③本取引の実施に当たっては、当社の株主総会特別決議による承認を受ける必要があること及び反対株主による株式買取請求の機会が確保されていることから、当社の一般株主には本取引についての十分な判断の機会が保障されており、かつ反対株主にも投資回収の機会が与えられていること、④一般株主は本取引の実施により、中本パックスの単元未満株主となる可能性があり、そうなった場合には、その保有することとなる単元未満株式を金融商品取引市場において売却することはできないが、これらの者は、中本パックスの単元未満株式買取制度を利用することによって、投資を回収する機会が保障されていること等を踏まえると、本取引の取引方法及び取引対価の種類について、特に不合理な点は認められないことから、妥当性を有するものと判断する。

(c) 本取引に係る手続の公正性に関する事項

本取引においては、上記のとおり、①本特別委員会が、取引条件の形成過程の初期段

階から設置され、アドバイザー等の選任・承認権限や買付候補者及び盛田エンタプライズとの交渉権限等が付与された上、本特別委員会の答申内容について最大限尊重する旨決議がされているところ、特別委員会はこれらの権限を行使して、中本パックス及び盛田エンタプライズとの間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与しており、かつ、本特別委員会の独立性、専門性・属性などの構成、アドバイザーなどの検討体制、報酬面等についても特段の問題は認められないこと、②当社は、当社、中本パックス及び盛田エンタプライズから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、各種のアドバイスを受けていること、③当社は、当社、中本パックス及び盛田エンタプライズから独立した第三者算定機関である東京共同会計事務所に対して、当社の本株式交換比率の算定を依頼し、2023年10月16日付で当社株式交換比率算定書を取得していること、④本取引の検討過程においては、本入札プロセスが実施されており、本入札プロセスは、当社が、独立した専門家であるSMB C日興証券をアドバイザーとして選任した上で、当社事業に強い関心を示している複数の候補者に打診し、一般株主の利益の最大化及び当社の企業価値向上を目的として実施しており、入札過程において、候補者同士を不公平に取り扱ったことは窺われないこと、⑤本取引においては、本株式交換の実施前に本公開買付けが実施される予定であるため、本臨時株主総会までに相当の期間が設けられることにより当社の一般株主に本取引について適切な判断（本臨時株主総会における議決権行使に係る判断を含む。）を行う機会を確保するとともに、当社株式について中本パックス以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本株式交換比率の適正性を担保することが企図されたものであるといえること、⑥（i）本株式交換比率算定書の内容について、各算定手法（市場株価法及びDCF法）及びそれに基づく株式交換比率の計算過程に関する情報、（ii）東京共同会計事務所が本当事者から独立性を有し、重要な利害関係を有しないこと等、本特別委員会に関するその他の情報が適切に開示されるものと認められること、⑦上記（b）に記載のとおり本取引の各取引条件を踏まえると一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされていること等からすると、本取引に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。

(d) 上記(a)乃至(c)を踏まえ、本取引が少数株主に不利益でないこと

上記（a）乃至（c）のとおり、本取引は様々なスキームを検討した上で、本取引により、主として盛田エンタプライズを対象とするディスカウント価格による本公開買付けを行った後、本株式交換により、当社の一般株主に適正な交換比率で当社普通株式を中本パックスの株式と交換する機会を提供することが、現時点における株主の利益を配慮した上での最善の選択であるとの結論に至ったものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられ、また、本取引の取引条件は公正・妥当であり、また本取引に係る手続は公正であると考えられる。

そして上記のように判断される本取引の一環として、主として盛田エンタプライズを対象とするディスカウント価格による本公開買付けが行われることも正当性・合理性を有すると考えられ、本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明することは、当社の一般株主の利益に資するものと判断する。

したがって、当社取締役会が本取引に関する決定を行うこと（本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明することを含む。）は当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。

なお、本公開買付けに係る買付け等の価格は、あくまでディスカウント価格であり、その後予定されている本株式交換における本株式交換比率にはプレミアムが付されていること等を勘案し、当社取締役会が、当社の株主に対して、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の株主の判断に委ねる旨の意見を表明することも、同様に当社の一般株主の利益に資するものと考えられる。

#### ② 公開買付者における独立した法律事務所からの助言

公開買付者は、公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、大江・田中・大宅法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ているとのことです。なお、大江・田中・大宅法律事務所は、公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

#### ③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本取引に関する当社取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所は、公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。

#### ④ 公開買付者における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

公開買付者は、公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関である野村證券を2023年8月上旬に選定し、2023年10月12日付で、株式交換比率に関する公開買付者株式交換比率算定書を取得したとのことです。公開買付者株式交換比率算定書の概要は、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

#### ⑤ 当社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、公開買付者、盛田エンタプライズ及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関として東京共同会計事務所に対して、株式交換比率の算定を依頼し、2023年10月16日付で東京共同会計事務所から当社株式交換比率算定書を取得しております。当社株式交換比率算定書の概要については、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は、本取引が構造的な利益相反関係が生じる取引ではないことも踏まえ、当社及び本特別委員会としては、当社株式交換比率算定書を主とした上記及び下記①から⑧の公正性担保措置を講じることで株式交換比率の妥当性が十分担保できると考えたため、東京共同会計事務所から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オ

ピニオン)を取得しておりません。

⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む）の承認

当社取締役会は、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、東京共同会計事務所から取得した当社株式交換比率算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値の向上及び株主利益の最大化の観点から慎重に検討を行いました。

その結果、上記「1. 本株式交換の目的」及び「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(1) 割当ての内容の根拠及び理由」を踏まえて、当社株式1株に対して、公開買付者株式0.28株を割当交付することは、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な株式交換比率であり、本取引は、当社の一般株主の皆様に対して適切な株式交換比率であると判断し、2023年10月17日開催の取締役会において、丸山等氏及び佐原司郎氏を除く審議及び決議に参加した当社の取締役7名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明しております。また、本公開買付けは、主として盛田エンタプライズを対象として、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してディスカウントを行った価格を当社株式1株当たりの買付け等の価格に設定して行われることから、当社として、当社の一般株主の皆様が本公開買付けに応募することは想定しておりません。そのため、当社において、本公開買付け価格が妥当なものであるかどうか判断していないものの、当社としては、当社の一般株主の皆様が任意に本公開買付けに応募する判断をされることを否定するものではないことから、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の株主の皆様のご判断に委ねる旨及び本株式交換を承認する旨の決議をいたしました。

なお、丸山等氏及び佐原司郎氏は、現に盛田エンタプライズの取締役を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において本取引に関する検討並びに公開買付者との協議及び交渉に参加しておりません。

⑦ 入札手続の実施

上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、当社は、2023年5月中旬より、公開買付者を含む候補先である国内事業会社3社に対する二段階の入札プロセスを実施しており、公開買付者より、2023年7月中旬に本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料を受領しました。当社は、2023年7月中旬、公開買付者から受領した本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料の内容について慎重に検討を行い、本特別委員会と協議の上、公開買付者が想定している公開買付者の主力事業である食品関連の取引先への当社の製品の拡販、公開買付者の日用品事業を利用した製品開発、原材料及び副材料の共同購入による原材料コストの削減が見込める等のシナジーは、当社にとっても、従来からの販売方法を見直して無駄のない効率的な形態に変革していくことや食品冷凍包装の進化など包装技術の高まりに対し付加価値の高い製品を投入していくこと、材料費や物流費などのコスト削減策を実施することによる収益構造の転換等によって企業価値向上に資すると判断し、公開買付者をパートナーとして交渉するのが適切であると考えました。

⑧ 他の買収者による提案機会の確保

当社は、公開買付者との間で、当社が公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておらず、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社 (2023年8月31日現在)	株式交換完全子会社 (2023年7月31日現在)
(1) 名称	中本パックス株式会社	M I C S 化学株式会社
(2) 所在地	大阪市天王寺区空堀町2番8号	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158番地89
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 河田 淳	代表取締役社長 大塚 茂樹
(4) 事業内容	印刷加工（グラビア加工）、コーティング加工、ラミネート加工及び成型加工による製品の製造・販売	多層チューブフィルムの製造及び販売等
(5) 資本金	1,057百万円	100百万円
(6) 設立年月日	1950年10月	1971年4月
(7) 発行済株式数	8,173,320株	5,850,000株
(8) 決算期	2月末日	4月末日
(9) 従業員数	(連結)826人 (2023年2月28日現在)	(連結)96人 (2023年4月30日現在)
(10) 主要取引先	株式会社エフピコ	株式会社大黒屋
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行	三井住友銀行 三菱UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率（注）	株式会社中本 8.73% 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 7.69% 中本パックス従業員持株会 3.38% 染谷 真沙美 3.28% 河田 優子 3.24%	盛田エンタプライズ株式会社 49.49% 名古屋中小企業投資育成株式会社 3.98% M I C S 化学取引先持株会 3.10% M I C S 化学従業員持株会 2.91% 株式会社三井住友銀行 2.27%

	松下 美樹	2.92%	伊藤 公一	1.18%
	株式会社ナカモト・セカンド	2.20%	竹田 健作	1.13%
	大日精化工業株式会社	2.08%	山野井 康雄	0.89%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1.85%	鈴木 淳	0.73%
	サカティンクス株式会社	1.84%	大塚 茂樹	0.72%
	日本紙パルプ商事株式会社	1.84%		

(13) 当事会社間の関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	当社と公開買付者との間には、当社から公開買付者に対する売上取引があります。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の財政状態及び経営成績

決算期	中本パックス株式会社（連結）			M I C S 化学株式会社（連結）		
	2021年 2月期	2022年 2月期	2023年 2月期	2021年 4月期	2022年 4月期	2023年 4月期
連結純資産	14,222	15,676	16,469	3,149	3,142	3,179
連結総資産	31,784	33,934	34,578	3,782	3,869	3,930
1株当たり連結純資産（円）	1,590.02	1,753.79	1,884.69	599.61	597.54	603.42
連結売上高	36,033	40,485	43,128	2,377	2,605	2,879
連結営業利益	1,715	2,332	1,892	53	50	117
連結経常利益	1,750	2,585	2,206	56	53	127
親会社株主に帰属する連結当期純利益	1,315	1,470	1,285	28	31	67
1株当たり連結当期純利益（円）	160.99	179.94	157.27	5.36	6.06	12.78
1株当たり配当金（円）	57.00	62.00	62.00	8.00	8.00	10.00

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

（注） 当社の大株主及び持株比率は、2023年4月30日現在の情報を記載しております。

## 5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	中本パックス株式会社
(2)	所 在 地	大阪市天王寺区空堀町2番8号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 河田 淳
(4)	事 業 内 容	印刷加工（グラビア加工）、コーティング加工、ラミネート加工及び成型加工による製品の製造・販売
(5)	資 本 金	1,057百万円（予定）
(6)	決 算 期	2月末日
(7)	純 資 産	現時点では確定していません。
(8)	総 資 産	現時点では確定していません。

## 6. 会計処理の概要

公開買付者によれば、本株式交換に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）における「取得」に該当し、公開買付者を取得企業とするパーチェス法による会計処理を予定しているとのことです。また、本株式交換に伴いのれん（又は負のれん）が発生する可能性があります。その金額については現時点では未定ですので、確定次第お知らせする予定とのことです。

## 7. 今後の見通し

上記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(3) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び下記「II. 公開買付けに関する意見表明について」の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(ii) 本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(参考) 当社の当期連結業績予想（2023年9月14日公表分）及び前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2024年4月期)	2,992	158	163	113
前期実績 (2023年4月期)	2,879	117	127	67

(参考) 公開買付者の当期連結業績予想（2023年10月10日公表分）及び前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2024年2月期)	44,800	1,805	1,900	1,253
前期実績 (2023年2月期)	43,128	1,892	2,206	1,285

## II. 公開買付けに関する意見表明について

### 1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	中本パックス株式会社	
(2) 所 在 地	大阪市天王寺区空堀町2番8号	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 河田 淳	
(4) 事 業 内 容	印刷加工（グラビア加工）、コーティング加工、ラミネート加工及び成型加工による製品の製造・販売	
(5) 資 本 金	1,057百万円	
(6) 設 立 年 月 日	1988年12月21日	
(7) 大株主及び持株比率 (2023年8月31日現在)	株式会社中本	8.73%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7.69%
	中本パックス従業員持株会	3.38%
	染谷 真沙美	3.28%
	河田 優子	3.24%
	松下 美樹	2.92%
	株式会社ナカモト・セカンド	2.20%
	大日精化工業株式会社	2.08%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1.85%
	サカティンクス株式会社	1.84%
	日本紙パルプ商事株式会社	1.84%
(8) 上場会社と公開買付者の関係		
	資 本 関 係	該当事項はありません。
	人 的 関 係	該当事項はありません。
	取 引 関 係	当社と公開買付者との間には、当社から公開買付者に対する売上取引があります。
	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

### 2. 買付け等の価格

当社株式1株につき、350円

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、2023年10月17日開催の当社取締役会において、下記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に

係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)」の「⑥当社における利害関係を有しない取締役全員 (監査等委員を含む) の承認」に記載の方法により決議されております。

## (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の記載のうち、公開買付者に関する記載については、公開買付者から受けた説明に基づいております。

### ① 本公開買付けの概要

上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、公開買付者は、本日付で、盛田エンタプライズの所有する当社株式の全てである 2,608,000 株 (所有割合 (注) : 49.42%) を取得することを目的として、本公開買付けを 2023 年 10 月 18 日より実施することを決定したとのことです。また、当社は、公開買付者を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決定し、本日付で、公開買付者との間で本株式交換契約を締結いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、当社株式を所有していないとのことです。

本公開買付けに際して、公開買付者は、本日付で、盛田エンタプライズとの間で、本応募契約を締結し、盛田エンタプライズは、盛田エンタプライズが所有する当社株式の全てである 2,608,000 株 (所有割合 : 49.42%) を本公開買付けに応募する旨を、本応募契約により公開買付者との間で合意しております。なお、本応募契約の概要については、下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」の「(2) 応募契約」をご参照ください。

(注) 「所有割合」とは、当社が 2023 年 9 月 14 日に公表した「2024 年 4 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された 2023 年 7 月 31 日時点の発行済株式総数 (5,850,000 株) から、同日現在の当社が所有する自己株式数 (580,730 株) を控除し、当社が 2023 年 8 月 24 日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」に記載された 2023 年 9 月 15 日付で処分された自己株式数 (8,271 株) を加えた数 (5,277,541 株) に占める割合 (なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じです。) です。

本公開買付けは、本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である 2023 年 10 月 16 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 397 円に対して 11.84% のディスカウントを行った価格であることから、応募合意株式のみが応募されることを想定しているとのことです。一方で、公開買付者における本公開買付け成立後の株券等所有割合が 3 分の 1 を超えることになるため、公開買付者が応募合意株式を取得するためには、金商法第 27 条の 2 第 1 項第 2 号に従い法令上公開買付けの方法による必要があることから、本公開買付けを実施し、盛田エンタプライズ以外の当社の株主の皆様にも同一の売却機会を提供するものとのことです。

また、本公開買付けは、盛田エンタプライズからの応募合意株式の取得を目的としているとのことです。公開買付者は、本株式交換及び本公開買付けを含む本取引を通じて、当社株式の全てを取得することを目的としていることから、本公開買付けにおける買付予定数の上限は

設定していないとのことです。一方、本取引は、公開買付者が本公開買付けにより盛田エンタプライズから応募合意株式を取得することを前提として、その後の本株式交換により公開買付者が当社株式の全てを取得することを予定しており、応募合意株式を取得できなければ本取引の前提を欠くことになることから、買付予定数の下限を応募合意株式と同数の2,608,000株と設定しているとのことです。なお、公開買付者においては、応募合意株式に係る議決権数が当社の2023年7月30日時点の総議決権数の49.52%である一方で、当社の直近3年間の定時株主総会における議決権行使比率がいずれも80%程度であり、本臨時株主総会における議決権行使比率も同程度であることを前提とすれば、応募合意株式に係る議決権の行使だけでも出席議決権総数の60%超の賛成が見込まれること、また、下記「(2)本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、現時点において本株式交換契約の承認に係る議案に賛成票を投じることが期待できる株主の議決権保有比率が合計68.80%であること、更には、同議案に反対票を投じることが見込まれる株主が現時点では具体的に想定されていないことを踏まえて、本公開買付けによる現金を対価とした盛田エンタプライズからの当社株式取得及び本株式交換による公開買付者株式を対価とした当社の少数株主からの当社株式取得の組み合わせによるスキームによって本取引を実現することが可能と判断し、公開買付者における本公開買付け成立後の株券等所有割合が3分の2を下回る株式数を買付予定数の下限に設定したとのことです。そのため、応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,608,000株)に満たない場合には、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、当社株式1株に対して、公開買付者株式0.28株を割当交付することは、当社の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な株式交換比率であり、本取引は、当社の一般株主の皆様にとって適切な株式交換比率であると判断し、本公開買付けに関して賛同の意見を表明しております。他方、本公開買付けは、主として盛田エンタプライズを対象として、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してディスカウントを行った価格を当社株式1株当たりの買付け等の価格に設定して行われることから、当社として、当社の一般株主の皆様が本公開買付けに応募することは想定しておりません。そのため、当社において、本公開買付け価格が妥当なものであるかどうか判断していないものの、当社としては、当社の一般株主の皆様が任意に本公開買付けに応募する判断をされることを否定するものではないことから、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社の株主の皆様のご判断に委ねることを決議しております。なお、当社の意思決定の詳細については、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

(i) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的

本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び目的については、上記「I. 本株式交

換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」をご参照ください。

(ii) 本公開買付け後の経営方針

公開買付者及び当社は、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のシナジーを着実に発現させるべく、公開買付者グループ及び当社にて連携の上、協議を継続する予定です。

また、本取引完了後における当社の経営体制について、公開買付者は、当社の現在の経営陣が本取引完了後も引き続き当社の事業運営に携わることをご想定しておりますが、取締役の構成を含む経営体制の詳細について、現時点で具体的に決定している事項はなく、今後、公開買付者と当社との間で協議してまいります。

なお、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に先立って本公開買付けを実施することにより、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られなかった場合には、本取引による当社の非公開化が実現できないおそれがあるものの、公開買付者及び当社は、当社における、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めるか否か、当社の株主の属性等を踏まえての分析を踏まえ、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案について賛成票を投じることが見込まれる株主として、(i) 盛田エンタプライズ（議決権保有比率 49.45%）、(ii) 本取引に賛同している当社の役員（議決権保有比率 1.35%）、(iii) 本取引の公表後に、当社から、本株式交換比率において過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されている本株式交換が実行されることで、より価値の高い株式を保有することになるというメリットを説明することで賛同いただけると見込まれる当社関係者（子会社役員、従業員持株会、役員持株会、現従業員、元従業員を含みますが、当社役員を除きます。議決権保有比率 11.19%）、(iv) 本株式交換比率には過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されており、本株式交換によって、より価値の高い株式を保有することになることから、本臨時株主総会において賛成票を投じると見込まれる金融機関及び投資ファンドとしての性質を有する公的機関（議決権保有比率 6.81%）が存在し、本株式交換契約の承認に必要な出席議決権の3分の2以上の賛成が得られる見込みであることを確認しており、また、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立することになった場合には、公開買付者が盛田エンタプライズに代わって当社の主要株主である筆頭株主となり、上場を維持することになりますが、その場合においても、その後、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のシナジー効果を一定範囲で創出し、公開買付者及び当社の企業価値向上を実現することは可能であると考えているとのことです。

③ 当社における意思決定に至る過程及び理由

当社における意思決定に至る過程及び理由については、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」をご参照ください。

(3) 算定に関する事項

当社は、本公開買付価格が公開買付者と盛田エンタプライズの合意により決定された価格であること、かつ本公開買付価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であることに鑑み、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、第三者算定機関から株式価値算定書を取得しておりません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(3) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありませんが、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定に至る過程及び理由」に記載のとおり、2023年12月27日開催予定の当社の本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が受けられた場合、本公開買付けの決済完了後に、2024年2月1日を効力発生日として、本株式交換を行う予定です。

なお、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に先立って本公開買付けを実施することにより、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られなかった場合には、本取引による当社の非公開化が実現できないおそれがあるものの、公開買付者及び当社は、当社における、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めるか否か、当社の株主の属性等を踏まえての分析を踏まえ、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案について賛成の議決権行使をすることが見込まれる株主として、(i) 盛田エンタプライズ（議決権保有比率 49.45%）、(ii) 本取引に賛成している当社の役員（議決権保有比率 1.35%）、(iii) 本取引の公表後に、当社から、本株式交換比率において過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されている本株式交換が実行されることで、より価値の高い株式を保有することになるというメリットを説明することで賛成いただけると見込まれる当社関係者（子会社役員、従業員持株会、役員持株会、現従業員、元従業員等を含みますが、当社役員を除きます。議決権保有比率 11.19%）、(iv) 本株式交換比率は過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されており、本株式交換によって、より価値の高い株式を保有することになることから、本臨時株主総会において賛成票を投じると見込まれる金融機関及び投資ファンドとしての性質を有する公的機関（議決権保有比率 6.81%）が存在し、これら (i) 乃至 (iv) の株主の議決権保有比率を合計すると 68.80%となることに加え、本株式交換比率は過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されていることから、当社の一般株主について、その多くが反対すると考える合理的な理由が無いことも考慮して本株式交換契約の承認に必要な出席議決権の3分の2以上の賛成が得られる見込みであることを確認しております。

本公開買付価格は、本公開買付けを可能な限り応募合意株式のみが応募される取引とすべく、本公開買付価格を当社株式の市場株価よりもディスカウントした価格とする必要性を踏まえて、公開買付者と盛田エンタプライズとの間で協議・交渉を行った結果、決定した価格になります。

一方、本株式交換比率は、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む)」の「④ 公開買付者における独立した第三者算定機関からの算定書の取得」及び「⑤ 当社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載のとおり、公開買付者及び当社の第三者算定機関が算定した株式交換比率の算定結果を踏まえて定めており、また、当社が公開買付者の完全子会社になることによるシナジー効果や、当社の少数株主に対する投下資本の回収機会を与えることを考慮し、公開買付者と当社との協議・交渉の結果、決定したものです。

なお、本株式交換比率は、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、公開買付者、当社及び本特別委員会にて協議・交渉を経て決定した比率であり、本株式交換における当社株式1株当たりの対価 (本株式交換比率に基づく公開買付者株式0.28株相当) の価値は、公開買付者株式の本日の前営業日である2023年10月16日の終値1,625円に基づき計算すると455円となり、本公開買付価格 (350円) よりも105円高い額となり、また、当社株式の本日の前営業日である2023年10月16日の終値397円に対して14.61%のプレミアムを加えた金額に相当します。なお、当社の2023年7月31日現在の簿価純資産から算出した1株当たり純資産額は603円となり、公開買付者株式の本公開買付けの公表日の前営業日である2023年10月16日の終値1,625円に基づき計算した本株式交換における当社株式1株当たりの対価 (本株式交換比率に基づく公開買付者株式0.28株相当) の価値である455円は、1株当たり純資産額603円を148円下回るものの、公開買付者としては、純資産は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である当社の企業価値算定及び取引条件の決定において重視することは合理的でないと考えているとのことです。また、当社においては、(i) 公開買付者並びに当社及び本特別委員会との株式交換比率に関する交渉は、当社株式交換比率算定書における市場株価法の算定結果及びDCF法の算定結果及び過去同種案件プレミアム水準の平均値を参考としていること、(ii) 本株式交換のような株式対価の取引では、株式交換完全子会社の株主は、本取引を通じて株式交換完全親会社の株主になることで、本取引によるシナジーの享受等での株式交換完全親会社の株価上昇による経済的利益を継続して享受することが可能であると考えられることから、清算価値である純資産が基となる指標である1株当たり純資産額を参考にプレミアム水準を検討することは本取引においては必要でないと考えたため、取引条件の決定において1株当たり純資産額は考慮しておりません。

#### (6) 公正性担保措置及び利益相反回避措置

本日現在において、公開買付者は、当社株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することは予定されておらず、本取引はいわゆるマネジメントバイアウト取引にも該当しません。

もっとも、当社は、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)」に記載のとおり、本株式交換を含む本取引全体の公正性担保につき慎重を期す観点から、一定の措置を講じており、そのうち以下の措置については、本取引の一部を構成する本公開買付けの公正性担保にも資するものとなります。また、以下の記載のうち、公開買付者において実施した措置については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

上記「Ⅰ. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

② 公開買付者における独立した法律事務所からの助言

上記「Ⅰ. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」の「② 公開買付者における独立した法律事務所からの助言」をご参照ください。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

上記「Ⅰ. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」の「③ 当社における独立した法律事務所からの助言」をご参照ください。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認

上記「Ⅰ. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」の「⑥ 当社における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む)の承認」をご参照ください。

4. 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(1) 株式交換契約

上記「Ⅰ. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、当社は、2023年10月17日付で、公開買付者との間で、公開買付者を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を実施する旨の本株式交換契約を締結しております。本株式交換契約の概要は、以下のとおりです。

イ 本株式交換の実施

公開買付者を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を実施する。

ロ 本株式交換に際して交付する株式及びその割当て

公開買付者は、本株式交換に際して、基準時における当社の株主名簿に記載又は記録された株主(ただし、チに基づく当社の自己株式の消却後の株主をいうものとし、公開買付者を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する当社株式に代わり、その所有する当社株式の数の合計に0.28を乗じて得た数の公開買付者の普通株式を交付する。

公開買付者は、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その所有する当社株式1株につき、公開買付者の普通株式0.28株の割合をもって、公開買付者の普通株式を割り当てる。

公開買付者が各本割当対象株主に対し割り当てるべき公開買付者の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、公開買付者は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

ハ 本株式交換により増加すべき資本金及び準備金の額

本株式交換により増加する公開買付者の資本金及び準備金の額は、会社計算規則（平成17年法務省令第13号。）第39条の規定に従い、公開買付者が別途適当に定める金額とする。

ニ 本株式交換の効力発生

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年2月1日とする。ただし、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、公開買付者及び当社は協議し合意の上、これを変更することができる。

ホ 株主総会の承認

公開買付者は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定に基づき公開買付者の株主総会の決議による本株式交換契約の承認が必要となった場合には、公開買付者は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本株式交換契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

当社は、2023年12月27日に、会社法第783条第1項に定める株主総会（以下「当社株主総会」という。）を開催し、本株式交換契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、公開買付者及び当社は協議し合意の上、当社株主総会の開催日を変更することができる。

ヘ 事業の運営等

公開買付者及び当社は、自ら又はその子会社をして、本株式交換契約の締結日（以下「本締結日」という。）から効力発生日に至るまで、それぞれ善良な管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に相手方と協議し、書面合意の上、これを行うものとする。

ト 剰余金の配当

公開買付者は、2023年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり31円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

当社は、2023年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

公開買付者及び当社は、上記に定めるものを除き、本締結日以降、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日以前の日を取得日とす

る自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

#### チ 自己株式の消却

当社は、当社株主総会において本契約及び本株式交換に必要なその他の事項に関する承認を得られた場合、効力発生日の前日までに開催される当社の取締役会の決議により、基準時において当社が所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき、基準時をもって消却する。

#### リ 本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、公開買付者又は当社の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は発生することが明らかとなった場合等その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、公開買付者及び当社は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本株式交換契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本株式交換契約を解除することができる。

公開買付者及び当社は、本締結日から効力発生日までの間に、相手方が本株式交換契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に履行を催告の上、その期間内に履行がないときは、本株式交換契約を解除することができる。

#### ヌ 本株式交換契約の効力

本株式交換契約は、上記ホに基づき公開買付者の株主総会の決議による承認が必要となった場合において効力発生日の前日までに公開買付者の株主総会において本株式交換契約又は本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合、効力発生日の前日までに当社株主総会において本株式交換契約又は本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合、本株式交換について、国内外の法令に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合、上記りに従い、本株式交換が中止され、又は本株式交換契約が解除された場合には、その効力を失う。

### (2) 応募契約

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2023年10月17日付で、盛田エンタプライズとの間で本応募契約を締結しているとのことです。本応募契約において、盛田エンタプライズが所有する当社株式の全て（合計所有株式数：2,608,000株、所有割合：49.42%）について本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。本応募契約の概要は、以下のとおりとのことです。

#### イ 本公開買付けの実施

公開買付者は、当社の株式を取得するために、本公開買付けを実施するものとするとのことです。

ロ 本公開買付けへの応募

本応募契約において、盛田エンタプライズが本公開買付けに応募する前提条件として、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②本応募契約締結日及び本公開買付けの開始日において公開買付者の表明及び保証が重要な点において（ただし、当該事項が重大性又は重要性による限定を受けているときは、全ての点において）真実かつ正確であること（注1）、③公開買付者が本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務が、履行又は遵守されていること（注2）、④当社に係る業務等に関する重要事実（金商法第166条第2項に定めるものをいう。）並びに当社の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（金商法第167条第2項に定めるものをいう。）又はこれらの事実が該当するおそれがあると合理的に認められる事実で未公表のものが存在しないこと及び⑤天災地変その他盛田エンタプライズの責めに帰さない事由により本公開買付けに応募を行うことが社会通念上不可能と認められる事象が生じていないことを規定されているとのことです。なお、上記の前提条件の全部又は一部が満たされない場合であっても、盛田エンタプライズがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられないとのことです。

（注1）本応募契約において、公開買付者は、(a) 公開買付者の適法な設立及び有効な存続、(b) 公開買付者による本応募契約の適法かつ有効な締結及び公開買付者に対する強制執行可能性、(c) 公開買付者による本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(d) 公開買付者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(e) 反社会的勢力との関係の不存在、(f) 当社に係る業務等に関する重要事実（金商法第166条第2項に定めるものをいいます。）で未公表のものを認識しないことについて表明及び保証を行っているとのことです。（注2）本応募契約において、公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」という。）における義務として、(a) 本公開買付けの実施義務、(b) 本公開買付け開始及び本公開買付けへの応募の各前提条件が充足されるように盛田エンタプライズと相互に協力する義務、(c) 秘密保持義務及び秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務、(d) 本応募契約上の地位又は本応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、(e) 本応募契約の締結及び履行に関連して自らに発生した費用を負担する義務を負っているとのことです。

ハ 盛田エンタプライズの表明及び保証

本応募契約においては、盛田エンタプライズは公開買付者に対して、盛田エンタプライズに関して、本応募契約締結日、本公開買付けの開始日、応募の実行日及び本公開買付けの決済日において（但し、別途特定の日が明示されている場合には当該日において）、①盛田エンタプライズの設立及び存続の適法性及び有効性、②本応募契約の締結及び履行に係る権限等、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力等、⑦当社株式の所有、⑧重要事実の不認識、⑨倒産手続等の不存在に関する表明保証を行っているとのことです。

また、本応募契約においては、盛田エンタプライズは公開買付者に対して、当社に関して、本応募契約締結日、本公開買付けの開始日、本応募の実行日及び本公開買付けの決済日において、①当社グループの設立及び存続、②倒産手続の原因となり得る事実の不存在等、③株式等、④子会社及び関連会社、⑤資産、⑥知的財産権、⑦負担等、⑧重要な契約、⑨従業員、⑩訴訟及び紛争、⑪許認可等、⑫公租公課、⑬法令遵守、⑭反社会的勢力等、⑮法令等に基づく開示、⑯財務諸表等、⑰未公表の重要事実の不存在に関する表明保証を行っているとのことです。

また、本応募契約においては、公開買付者は盛田エンタプライズに対して、公開買付者に関して、本応募契約締結日、本公開買付けの開始日、本応募の実行日及び本公開買付けの決済日において、①公開買付者の設立及び存続の適法性及び有効性、②本応募契約の締結及び履行に係る権限等、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力等、⑧倒産手続等の不存在に関する表明保証を行っているとのことです。

## ニ 盛田エンタプライズの誓約事項

本応募契約において、盛田エンタプライズは、①当社に係る重要事実で未公表のものが存在する場合又は重要事実で未公表のものが発生した場合に当社に当該事実させること、②本公開買付けの決済日までの間、本公開買付けへ協力すること、③当社グループに財政状態等に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行わせないこと、④本公開買付けの決済日までの間、応募予定株式の譲渡等を行わないこと、⑤本公開買付けに競合し又は本公開買付けによる盛田エンタプライズが所有する当社株式の買付けを実質的に不可能とする取引に関する提案等を行わないこと、⑥本公開買付けの決済日までの間、応募合意株式の譲渡等を行わないこと、⑦当社グループが営む事業と同一又は類似の事業を行わないこと、⑧当社グループの役員又は従業員に対して、当社グループ以外の会社への離職の仲介又は勧誘を行わないこと、⑨本応募契約への違反等の可能性のある事実を認識した場合に通知を行うこと、⑩一定の場合に資料へのアクセスを認めさせること、について誓約しているとのことです。

## ホ 補償

本応募契約において、公開買付者及び盛田エンタプライズは、表明保証違反等に起因して相手方に損害を生じさせた場合には、相手方に対して、一定の範囲で補償等を行う義務を負っているとのことです。

## ヘ 議決権行使

本応募契約において、本臨時株主総会における盛田エンタプライズが保有する当社株式に係る全ての株主権（議決権を含む。）の行使方法について、盛田エンタプライズは公開買付者が定める方針に基づいて行使することを誓約しているとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」及び「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(3) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

(参考)

2023年10月17日付「M I C S化学株式会社（証券コード7899）との株式交換契約締結（簡易株式交換）及びM I C S化学株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（別添）



2023年10月17日

各 位

会社名 中 本 パ ッ ク ス 株 式 会 社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 河 田 淳  
(コード番号 7811 東証プライム市場)  
問合せ先 管理本部 総務・経営企画部長 吉田 卓司  
(TEL. 06-6762-0431)

## MI C S化学株式会社（証券コード 7899）との株式交換契約締結（簡易株式交換）及びMI C S化学株式会社に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

中本パックス株式会社（以下「中本パックス」又は「公開買付者」といいます。）及びMI C S化学株式会社（以下「MI C S化学」又は「対象者」といいます。）は、それぞれ本日開催の取締役会において、以下のとおり、MI C S化学を中本パックスの完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、中本パックスを株式交換完全親会社とし、MI C S化学を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、本日、中本パックスとMI C S化学との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、お知らせいたします。

本株式交換は、中本パックスにおいては、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 796 条第 2 項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、MI C S化学においては、2023 年 12 月 27 日開催予定の本株式交換に係る臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において本株式交換契約の承認を受けた上で、2024 年 2 月 1 日を本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」といいます。）として行う予定です。

また、中本パックスは、本日開催の取締役会において、MI C S化学の主要株主である筆頭株主の盛田エンタプライズ株式会社（以下「盛田エンタプライズ」又は「応募合意株主」といいます。）の所有するMI C S化学の普通株式（以下「MI C S化学株式」といいます。）の全てである 2,608,000 株（所有割合（注）：49.42%。以下「応募合意株式」といいます。）を取得することを目的として、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「金商法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2023 年 10 月 18 日より実施することを決定いたしました。

(注)「所有割合」とは、(i) M I C S 化学が 2023 年 9 月 14 日に公表した「2024 年 4 月期 第 1 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本四半期決算短信」といいます。)に記載された 2023 年 7 月 31 日時点の発行済株式総数(5,850,000 株)から、(ii)本四半期決算短信に記載された 2023 年 7 月 31 日時点の M I C S 化学が所有する自己株式数(580,730 株)から M I C S 化学が 2023 年 8 月 24 日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」に記載された 2023 年 9 月 15 日付で処分された自己株式数(8,271 株)を控除した自己株式数(572,459 株)を控除した数(5,277,541 株)に対する所有株式数の割合をいいます(小数点以下第三位を四捨五入しております。)

また、本株式交換の効力発生日(2024 年 2 月 1 日予定)に先立ち、M I C S 化学株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場において、2024 年 1 月 30 日に上場廃止(最終売買日は 2024 年 1 月 29 日)となる予定です。

## I. 本株式交換契約の締結について

### 1. 本株式交換の目的

中本パックスは、1941 年 5 月、紙販売を目的として台湾にて高広商会が創業された後、台湾より創業者の中本實氏が帰国し、1950 年 10 月、大阪市南区(現在の大阪市中央区)に株式会社山本洋紙店(1951 年 10 月に株式会社中本洋紙店に商号変更)が設立され、1955 年頃からの大手乳業メーカー等との取引拡大を契機に、洋紙販売から紙加工及びグラビア印刷業への業種転換が進む中、旧株式会社中本洋紙店(1972 年 5 月に株式会社中本(大阪市天王寺区)に商号変更)グループの一員として、現在の中本パックスの前身である関東中本印刷株式会社(1991 年 12 月に中本パックス株式会社に商号変更し、2005 年に株式会社中本(注 1)を吸収合併)が設立されたことに始まります。その後、中本パックスは、2016 年 3 月に東京証券取引所市場第二部に上場、2017 年 9 月に東京証券取引所市場第一部指定、また、2022 年 4 月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所プライム市場へ移行しております。なお、中本パックスは、2023 年 10 月 20 日より東京証券取引所スタンダード市場に移行する予定です。2023 年 5 月 31 日現在、中本パックスグループ(中本パックス及び中本パックスの連結子会社 15 社で構成される企業グループをいいます。)は、食品関連、I T・工業材関連、医療・医薬関連、建材関連、生活資材関連等の用途向けに、国内外の工場において印刷加工(グラビア加工)、コーティング加工、ラミネート加工及び成型加工による製品の製造・販売を主な事業としております。

(注 1) 同社と、現在の中本パックスの大株主の株式会社中本は別会社であり、現在の中本パックスの大株主の株式会社中本は 2014 年に中本パックスの創業家の資産管理会社として設立されました。

一方、M I C S 化学が本日付で公表した「中本パックス株式会社(証券コード 7811)との株式交換契約締結及び同社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「M I C S 化学プレスリリース」といいます。)によれば、M I C S 化学は、1971 年 4 月に株

株式会社丸寅商店（現：株式会社マルトラ本社）から合成樹脂製品の製造、加工及び化成品の販売部門が分社独立することで、オザキ軽化学株式会社として設立されたとのことです。その後、1994年5月に社団法人日本証券業協会（以下「日本証券業協会」といいます。）に店頭登録、2004年12月に日本証券業協会への店頭登録を取消し、株式会社ジャスダック証券取引所に上場したとのことです。また、2006年3月に盛田エンタプライズが公開買付けにより、M I C S化学の筆頭株主になり、その後、2008年11月に商号をM I C S化学株式会社に変更したとのことです。また、2010年10月に、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）のヘラクレス市場、J A S D A Q市場及びN E O市場の各市場の統合に伴い大阪証券取引所J A S D A Q（スタンダード）に上場したとのことです。その後、2010年10月にエイワファインプロセッシング株式会社の全株式を取得し、連結子会社化を行ったとのことです。また、2013年7月に、東京証券取引所との現物市場の統合に伴い、東京証券取引所J A S D A Q（スタンダード）に上場、2022年4月の東京証券取引所における新市場区分への移行を経て、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。M I C S化学グループ（M I C S化学及びM I C S化学の連結子会社1社で構成される企業グループをいいます。）は、「当社は高機能チューブフィルムの先駆者として、製品の開発、生産及び販売を通して、社会の期待に応え、その発展に貢献します。そのプロセスにおいては、常に優れた品質、納期、価格を追求し、創造性豊かな商品により、お客様に満足感を提供します。そして社員とその家族が幸福となり、社の繁栄を導くことで、永遠に成長を続けます。」を経営ビジョンに、プラスチックフィルム製造事業を展開しているとのことです。

M I C S化学が製造するプラスチックフィルムについては、ポリエチレンやナイロン等の樹脂原料を主原料としているとのことです。樹脂原料の価格の高止まり、物流費や光熱費等の上昇等で厳しい状況が続くことが懸念されているとのことです。また、コロナ禍を経て生活様式が変化する中で、食品冷凍包装の進化等包装技術の高まりに対し付加価値の高い製品を投入していくこと、従来からの販売方法を見直して無駄のない効率的な形態に変革していくこと、材料費や物流費等のコスト削減策を実施すること等で、収益構造の転換を図り、中長期的な成長と企業価値の向上を図っているとのことです。

一方、盛田エンタプライズによれば、盛田エンタプライズは、2022年11月中旬から、M I C S化学が厳しい業界動向の中で、事業を維持・拡大していくためには、事業シナジーを発揮することが見込めるパートナーのもとで、M I C S化学の事業基盤を強化することがM I C S化学にとって最良の選択肢であると考え、M I C S化学の事業成長に寄与するパートナーへM I C S化学株式を売却することの検討を開始したとのことです。その後、M I C S化学は、2022年11月下旬に、盛田エンタプライズより、M I C S化学株式を売却するための検討を開始した旨の連絡を受けたとのことです。これを踏まえて、M I C S化学は、M I C S化学の企業価値の向上と株主利益の最大化を図ることを目的として、盛田エンタプライズによるM I C S化学株式の売却に関する検討を開始し、売却プロセス、想定される取引スキーム及び候補先等に関して慎重に検討を行い、また盛田エンタプライズとも協議を行ったとのことです。そして、M

ICS化学としても、MICS化学の盛田エンタプライズに対する事業運営上の依存度は限定的であり、盛田エンタプライズによるMICS化学株式の売却にあたってMICS化学事業に大きな影響を及ぼすようなマイナス効果は見込まれないことから、盛田エンタプライズが所有するMICS化学株式をMICS化学の事業成長に寄与するパートナーへ売却することが、MICS化学の企業価値の向上と株主利益の最大化に繋がると考えたとのことです。その結果、MICS化学は、盛田エンタプライズによるMICS化学株式の売却に関して了承し、2022年12月中旬に、盛田エンタプライズ及びMICS化学は、MICS化学の事業の成長に寄与し、MICS化学の事業に強い興味を持つと考えられるパートナーを選定することが望ましいとの結論に至ったとのことです。また、盛田エンタプライズ及びMICS化学は、MICS化学として望ましいパートナーを選定するために、今後のプロセス、想定される取引スキーム及び候補先等については、MICS化学の意向を優先して検討することについて合意したとのことです。

そして、MICS化学は、盛田エンタプライズによるMICS化学株式の売却にあたって、取引先金融機関に今後のプロセス、想定される取引スキーム及び候補先等についての相談をしたとのことです。

取引先金融機関との協議を踏まえて、2023年1月中旬より、MICS化学を取り巻く環境の変化に対応しながら、MICS化学の中長期的な企業価値向上を実現させることができる候補先の検討を開始し、MICS化学の事業に興味を持つと考えられる複数の候補先に対して、盛田エンタプライズが所有するMICS化学株式の売却に関して打診を行い、またこれに伴うMICS化学の今後のさらなる成長を実現させるためのパートナーとしての、MICS化学への資本参加についての関心の有無の確認を目的とした面談及び協議を、各候補先との間で開始したとのことです。その結果、中本ボックスを含む複数の候補先が関心を示したとのことです。

複数の候補先からの関心がある旨が確認できたことを踏まえて、MICS化学は、本取引の公正性を担保すべく、2023年4月上旬、盛田エンタプライズ及びMICS化学から独立したファイナンシャル・アドバイザーとしてSMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を選任することを決め、企業価値の向上と株主利益の最大化を図ることを目的として、盛田エンタプライズによるMICS化学株式売却のプロセスに関する協議を開始したとのことです。なお、SMBC日興証券は、盛田エンタプライズ及びMICS化学に対して通常の銀行取引を行っている株式会社三井住友銀行（以下「SMBC」といいます。）と同じ株式会社三井住友フィナンシャルグループのグループ企業の一員ですが、MICS化学は、SMBC日興証券のファイナンシャル・アドバイザーとしての実績に鑑み、かつ、弊害防止措置としてSMBC日興証券におけるアドバイザー業務を提供する部署とその他の部署及びSMBCとの間で所定の情報遮断措置が講じられていること、MICS化学とSMBC日興証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施しているため、また、盛田エンタプライズとSMBC日興証券との取引はないため、ファイナンシャル・アドバイザーとしての独立性が確保されていること並びにSMBC日興証券は盛田エンタプライズ及びMICS化学の関連当事者に

は該当しないことも踏まえた上で、SMB C日興証券をファイナンシャル・アドバイザーに選任したとのことです。

この協議を踏まえて、M I C S化学は、M I C S化学の企業価値の向上に資するパートナーを検証するとともに、少数株主保護の観点から、少数株主にできるだけ有利な条件での取引を実現したいことから、株式売却のプロセスとしては入札手続を通じて買付者を選定することに決めたとのことです。また、M I C S化学は、2023年4月下旬、盛田エンタプライズ及びM I C S化学から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所（現：西村あさひ法律事務所・外国法共同事業。以下「西村あさひ法律事務所」といいます。）を選任することを決めたとのことです。そして、M I C S化学は、中本パックスを含む候補先である国内事業会社3社に対して、2023年5月中旬、M I C S化学の今後のさらなる成長を実現させるためのパートナー選定に関する第一次入札プロセス（以下「本第一次入札プロセス」といいます。）に招聘する意向であることを通知し、パートナーの選定手続の概要の説明並びに取引の意義、目的、スキーム、本公開買付けにおけるM I C S化学株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）等を記載した意向提案書の提出の要請をするるとともに、M I C S化学の財務情報等の開示を行ったとのことです。また、M I C S化学は、候補先からM I C S化学の株式価値に関する提案を受領する予定であったことから、2024年4月期から2028年4月期までの5期分のM I C S化学の事業計画（以下「M I C S化学事業計画」といいます。）を作成し、候補先に開示を行い、中本パックスを含む候補先とM I C S化学とのシナジー創出の分析及びスキームに関する協議を複数回行ったとのことです。

一方、中本パックスとしては、中本パックスの企業価値向上につながるM&A施策として、中本パックスのコア技術であるグラビア印刷・ラミネート加工の上流工程と下流工程にあたるプラスチックフィルム製造業や製袋業を行っている企業の買収を模索していたところ、2023年5月中旬、本第一次入札プロセスの案内をSMB C日興証券より受領したことから本第一次入札プロセスに参加し、M I C S化学株式の取得についての検討を開始いたしました。かかる検討の中で、中本パックスとしては、M I C S化学を完全子会社化及び非公開化することで、販売・仕入・製造の効率化、製品開発力の向上等によるシナジーが見込まれ、また、関連人員の再配置による最適化・合理化等の効果が期待できると考えるに至りました。また、中本パックスは、本第一次入札プロセスの案内を受領した際にSMB C日興証券より、盛田エンタプライズとしては、盛田エンタプライズが所有するM I C S化学株式については現金対価での株式譲渡及び2023年内の譲渡完了を希望している旨の案内を受け、また、M I C S化学株式の全ての取得の方法については、現金対価の公開買付けではなく、株式交換を組み合わせることにより、本取引後における中本パックスグループ及びM I C S化学グループ間でのシナジーの発現等に向けた成長投資に資金を確保する等の手法も考えられる旨の説明を受けました。上記の盛田エンタプライズの希望に加え、中本パックスにおける資本政策に鑑みた本取引全体におけるM I C S化学株式の取得対価の検討や、M I C S化学の少数株主の皆様に対しては、中本パックスの普通株式（以下「中本パックス株式」といいます。）を交付することにより、中本パックス株

式の所有を通じて、本株式交換後に期待されるシナジー効果や、シナジー効果の発現による中本パックスの事業発展・収益拡大、その結果としての中本パックス株式の株価上昇の利益等を享受する機会をM I C S 化学の少数株主の皆様に対して提供できること、東京証券取引所プライム市場（注2）に上場する中本パックス株式を市場で取引することで随時現金化することも可能であることを踏まえ、S M B C 日興証券と協議した結果、中本パックスとしては、M I C S 化学を完全子会社化するためのスキームとして、本公開買付けによる現金を対価とした応募合意株主からのM I C S 化学株式取得及び本株式交換による中本パックス株式を対価としたM I C S 化学の少数株主からのM I C S 化学株式取得の組み合わせを提案することを判断いたしました。そして、中本パックスは、上記検討を踏まえ、2023年7月11日、(i)盛田エンタプライズを含むM I C S 化学の株主が所有するM I C S 化学株式を対象とした本公開買付けを実施すること、(ii) M I C S 化学を株式交換完全子会社、中本パックスを株式交換完全親会社とすることを目的とした本株式交換に係る手続を経て、M I C S 化学を完全子会社化すること、(iii) 本公開買付価格を、M I C S 化学株式の株価水準等を総合的に勘案し、350円（2023年7月10日時点のM I C S 化学株式の終値426円に対して17.84%のディスカウント）とする意向表明書（以下「本第一次意向表明書」といいます。）をM I C S 化学に提出いたしました。なお、中本パックスは、本第一次意向表明書において、本株式交換に係る株式交換比率を提示しておりません。

（注2）当該検討時点及び本日現在において中本パックス株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、中本パックスが2023年9月14日に公表した「プライム市場の上場維持への適合に向けた計画に基づく進捗状況（変更）及びスタンダード市場への選択申請及び適合状況に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年10月20日より東京証券取引所スタンダード市場への移行を予定しております。

これに対し、M I C S 化学は、本第一次意向表明書に関して本取引実行後、中本パックスをパートナーとすることがM I C S 化学の企業価値の向上に繋がると判断するための追加の検討材料として、2023年7月中旬、中本パックスに対し、M I C S 化学との本取引実行後のシナジーについてより詳細に記載した補足資料の提出を求めました。その後、2023年7月中旬に、中本パックスは、(i)中本パックスの主力事業である食品関連の取引先や、ホームセンター、100円ショップ及びオンラインショップへのM I C S 化学の製品の拡販により、販売量の増加に伴うM I C S 化学の設備稼働率の向上による原価低減が見込まれ、価格競争力が高まることによる販売量のさらなる増加という好循環が生まれること、(ii)生分解性樹脂等を使用した環境対応製品の開発及びテーマを中本パックスとM I C S 化学が共有することにより、これまで中本パックスが取り組むことができなかった環境対応製品の開発案件を立ち上げることができること、(iii)中本パックスとM I C S 化学がグループ会社として同じ経営方針のもとで新製品の開発・製造・販売に取り組むことにより、新製品の市場投入のタイミングを早期化することで、中本パックス及びM I C S 化学の双方の顧客満足度を向上させることができること、(iv)M I

C S 化学を完全子会社化することにより、中本パックスとM I C S 化学の情報管理基準が統一され、外部業者を利用して開発を行う場合における情報漏洩リスクを低減させることで、当該リスクを懸念する中本パックスの顧客からの受注の増加が期待できるとともに、また、M I C S 化学の保有設備を中本パックスの製品の製造に利用することにより、M I C S 化学における設備稼働率の向上も期待でき、製造改善ノウハウの共有による製造コストの削減及び生産効率の向上も見込まれること、さらには、(v) 事業所の統廃合により、人材交流を通じた営業人員の相互レベルアップ、賃借物件に係る賃料の削減、原材料及び副材料の共同購入による原材料コストの削減が可能となり、中本パックスとM I C S 化学の双方においてメリットを享受することが可能と考える旨を記載した本第一次意向表明書の補足資料（以下「本第一次意向表明補足資料」といいます。）を提出いたしました。なお、中本パックスは、中本パックスとM I C S 化学の間において、類似・同種の製品による競合の可能性や、販売先及び仕入先を含む主要な取引先の競合の有無といった、本取引の結果として生じる可能性のある悪影響についても慎重に検討いたしましたが、そのような製品や取引先として該当するものはなく、本取引を実施することによって両社に重大な悪影響が発生することはないと判断しております。

一方、M I C S 化学プレスリリースによれば、M I C S 化学は、中本パックスから提示された本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料の受領に伴い、M I C S 化学の筆頭株主である盛田エンタプライズが、盛田エンタプライズの所有するM I C S 化学株式をパートナーとして選定されるいずれかの候補先に対して売却する場合には、その取引実施に関して、盛田エンタプライズとM I C S 化学の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえ、本取引に関するM I C S 化学の意思決定に慎重を期し、M I C S 化学の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2023年7月21日、M I C S 化学の取締役会において、盛田エンタプライズから独立した社外取締役によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置することを決定したとのことです。また、M I C S 化学の取締役会は、本特別委員会の設置の決定に際し、本特別委員会に対し、(a) 本取引の目的の合理性（本取引がM I C S 化学の企業価値向上に資するかを含む）に関する事項、(b) 本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事項、(c) 本取引に係る手続の公正性に関する事項、(d) 本取引を行うことがM I C S 化学の少数株主にとって不利益なものでないかに関する事項等（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問したとのことです（なお、その後、本取引のスキームが当事者間で合意されたことを受けて、2023年10月5日の本特別委員会において、M I C S 化学は、本特別委員会に対して、S M B C 日興証券及び西村あさひ法律事務所を通じて、諮問の対象となる本取引の内容を明確化しているとのことです。）。さらに、M I C S 化学の取締役会は、本特別委員会の意見を最大限尊重して本取引に関する決定を行うものとし、本特別委員会が本取引について妥当でないと判断した場合には、本取引を行う旨の意思決定を行わないことを併せて決議したとのことです。本特別委員会の委員の構成、その他の具体的な諮問事項等については、下記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するため

の措置を含む。)」の「①M I C S 化学における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

その後、M I C S 化学は、中本パックスから提示された本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料を盛田エンタプライズに共有の上、盛田エンタプライズと本公開買付価格及び中本パックスがM I C S 化学の事業成長に寄与するパートナーとして妥当であるかについて慎重に協議を行ったとのことです。そして、2023 年7月下旬、M I C S 化学は、盛田エンタプライズより、中本パックスが提示した本公開買付価格が、2023 年7月26日までの直近12ヶ月間の終値単純平均値350円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値において同じです。）を参考とした価格であったこと、M I C S 化学にとって事業シナジーを発揮することが見込めるパートナーのもとで、M I C S 化学の事業基盤を強化することがM I C S 化学にとって最良の選択肢であったことを踏まえ、本公開買付価格を含めた当該協議内容に関して応諾する旨の連絡を受けたとのことです。一方で、M I C S 化学としても、中本パックスから提示された本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料の内容について慎重に検討を行い、本特別委員会と協議の上、中本パックスが想定している中本パックスの主力事業である食品関連の取引先へのM I C S 化学の製品の拡販、中本パックスの日用品事業を利用した製品開発、原材料及び副材料の共同購入による原材料コストの削減が見込める等のシナジーは、M I C S 化学にとっても、従来からの販売方法を見直して無駄のない効率的な形態に変革していくこと、食品冷凍包装の進化等包装技術の高まりに対し付加価値の高い製品を投入していくこと及び材料費や物流費等のコスト削減策を実施することによる収益構造の転換が見込めると考えたとのことです。また、M I C S 化学の事業運営上の盛田エンタプライズに対する依存度は限定的であること、新人一括採用をしておらず上場企業であることを大きく活かしているとは考えにくいこと、資金調達ニーズはないことを踏まえると、上場廃止によるデメリットはそれほど想定されないことを考慮すると、盛田エンタプライズがM I C S 化学株式を売却することによるマイナス効果は見込まれないと考えたことから、本取引はM I C S 化学の企業価値向上に資すると判断し、中本パックスをパートナーとして交渉するのが適切であると考え、2023 年8月上旬、中本パックスを正式なパートナー候補として交渉を開始する旨及び第二次入札プロセス（以下「本第二次入札プロセス」といいます。）への参加を認める旨の通知を、中本パックスに対して行ったとのことです。その後、2023 年8月下旬から同年9月下旬まで、M I C S 化学は、中本パックスに対して、M I C S 化学の経営陣へのインタビューを含むデュー・ディリジェンスの機会を提供し、他方で、同期間の間、M I C S 化学は、中本パックスより、デュー・ディリジェンスの機会を提供されたとのことです。

中本パックスは、M I C S 化学から本第二次入札プロセスの案内を受けたことを踏まえ、2023 年8月上旬、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学から独立したフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして大江・田中・大宅法律事務所を選定し、2023 年8月下旬から同年9月下旬にかけて、本取引の一環として株式交換を実施する可能性があること

を踏まえ、M I C S 化学に対するデュー・ディリジェンスを実施するとともに、M I C S 化学から中本パックスに対するデュー・ディリジェンスにも対応しながら、M I C S 化学株式の取得について、さらなる検討を進めてまいりました。かかる検討の中で、中本パックスは、M I C S 化学の株主の皆様が本取引によって得ることのできる経済的利益や取引の安定性等も勘案しながら、野村証券及び大江・田中・大宅法律事務所も含めて、様々なスキームの選択肢についても議論を行いました。そして、かかる議論の中で、本取引のスキームとしては、上記のとおり、盛田エンタプライズにおける、盛田エンタプライズが所有するM I C S 化学株式の現金対価での株式譲渡及び2023年内の譲渡完了の希望や、M I C S 化学単独において資金調達ニーズはないとのことである一方、M I C S 化学株式の全ての取得の方法について現金対価の公開買付けではなく、株式交換を組み合わせることにより、上記に記載の生分解性樹脂等を使用した環境対応製品の開発及びテーマの共有における環境対応製品の開発案件を含む新製品の開発・製造・販売を含めた本取引後での中本パックスグループ及びM I C S 化学グループ間でのシナジーの発現に向けた成長投資に資金を確保する等、中本パックスにおける資本政策に鑑みた本取引全体におけるM I C S 化学株式の取得対価の検討等を踏まえ、本公開買付けと本株式交換の組み合わせを前提とした上で、M I C S 化学における本臨時株主総会の開催に係る手続についてM I C S 化学と協議したところ、本取引の公表後に本臨時株主総会の開催に係る手続を開始し、本臨時株主総会開催後に本公開買付けを開始した場合、本公開買付けの決済は2024年1月以降となる旨をM I C S 化学に確認したため、上記に記載の2023年内の現金対価の株式譲渡という盛田エンタプライズの希望を満たすためには、本公開買付けの決済の開始後に本臨時株主総会を開催する必要があることを確認いたしました。一方、本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に先立って本公開買付けを実施することにより、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られなかった場合には、本取引によるM I C S 化学の非公開化が実現できないおそれがあることから、中本パックスは、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学との間で本取引のスキームについて協議いたしました。かかる協議の中で、M I C S 化学において、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めるか否か、M I C S 化学の株主の属性等を踏まえて分析し、中本パックスは、当該分析の結果を確認いたしました。当該分析の結果としては、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案について賛成票を投じることが見込まれる株主として、(i)盛田エンタプライズ（議決権保有比率（注3）49.45%）、(ii)本取引に賛同しているM I C S 化学の役員（議決権保有比率1.35%）、(iii)本取引の公表後に、M I C S 化学から、株式交換比率において、本特別委員会において確認を行った過去3年間の株式交換における同種案件（ディスカウント案件及び利益相反関係が直接的に存する親子上場会社を当事者とする案件を除いた、上場会社間の株式交換を対象としております。）の7件のプレミアム水準（以下「過去同種案件プレミアム水準」といいます。）と比較して遜色ないプレミアムが付されている本株式交換が実行されることで、より価値の高い株式を保有することになるというメリットを説明することで賛同いただけると見込まれるM I C S 化学の関係者（子会社役員、従業員持株会、役員持株会、現従業員、元従業員を含みますが、M I C S 化学

の役員を除きます。議決権保有比率 11.19%)、(iv)本株式交換における株式交換比率には過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されており、本株式交換によって、より価値の高い株式を保有することになることから、本臨時株主総会において賛成票を投じると見込まれる金融機関及び投資ファンドとしての性質を有する公的機関（議決権保有比率 6.81%）が存在し、これら(i)乃至(iv)の株主の議決権保有比率を合計すると 68.80%となることに加え、本株式交換における株式交換比率には過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されていることから、M I C S 化学の一般株主について、その多くが反対すると考える合理的な理由が無いことも考慮して、本株式交換契約の承認に必要な出席議決権の3分の2以上の賛同が得られる見込みであることを確認いたしました。また、中本パックス及びM I C S 化学としては、上記分析結果を踏まえ、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めることに加え、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立することになった場合においても、その後、上記に記載のシナジー効果を一定範囲で創出し、中本パックス及びM I C S 化学の企業価値向上を実現することは可能であると考えました。上記検討・議論の結果、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学は、本公開買付け後に本株式交換を実施するスキームにつき合意いたしました。

(注3)「議決権保有比率」とは、M I C S 化学が 2023 年 7 月 28 日に提出した「第 54 期有価証券報告書」に記載された 2023 年 4 月 30 日時点の議決権個数 (52,661 個) をもとに M I C S 化学が 2023 年 8 月 24 日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」に記載された 2023 年 9 月 15 日付で自己株式数 (8,271 株) を処分したことによって増加した議決権個数 (84 個) を加算した議決権個数 (52,745 個) に占める割合 (なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権保有比率について同じです。) です。

上記の本取引のスキームについての検討・議論を経て、中本パックスは、M I C S 化学との間で本株式交換に係る割当比率 (以下「本株式交換比率」といいます。) を含む本株式交換契約に係る諸条件について協議・交渉を行いました。具体的には、中本パックスは、2023 年 9 月 26 日、本株式交換比率及び本公開買付けの諸条件を記載した提案書 (以下「第 1 回目提案書」といいます。) を提出いたしました。中本パックスは、M I C S 化学に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、野村証券による株式交換比率に関する試算内容及びM I C S 化学の株価水準等を総合的に勘案の上、M I C S 化学株式 1 株に対して、中本パックス株式 0.26 株を割当交付する本株式交換比率 (本株式交換比率におけるM I C S 化学株式 1 株当たりの対価の価値は、2023 年 9 月 25 日時点での中本パックス株式の終値 1,643 円に基づき計算すると 427 円 (小数点以下四捨五入。以下、本株式交換比率におけるM I C S 化学株式 1 株当たりの対価の価値の計算において同じです。) となり、同日時点でのM I C S 化学株式の終値 405 円に対して 5.43% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアム及びディスカウントの計算について同じです。)、同日までの直近 5 営業日の終値単純平均値 407 円に対して 4.91%、

同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値 413 円に対して 3.39%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値 416 円に対して 2.64%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値 404 円に対して 5.69%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)を提案いたしました。これに対して、2023年9月28日、中本パックスは、本特別委員会から、第1回目提案書における本株式交換比率は、M I C S 化学の第三者算定機関による株式交換比率の試算結果等を勘案し、少数株主の利益保護の観点から十分な水準にあるとは評価できず、本特別委員会としては、応諾することはできないものと考えたとの理由で再検討の要請を受けました。中本パックスは、本特別委員会からのかかる要請について慎重に検討の上、2023年10月2日、M I C S 化学株式1株につき、中本パックス株式0.27株を割当交付する本株式交換比率(本株式交換比率におけるM I C S 化学株式1株当たりの対価の価値は、2023年9月29日時点での中本パックス株式の終値1,658円に基づき計算すると448円となり、同日時点でのM I C S 化学株式の終値403円に対して11.17%、同日までの直近5営業日の終値単純平均値405円に対して10.62%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値412円に対して8.74%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値415円に対して7.95%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値405円に対して10.62%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とする旨の再提案を記載した提案書(以下「第2回目提案書」といいます。)を提出いたしました。これに対して、2023年10月4日、中本パックスは、本特別委員会から、第2回目提案書における本株式交換比率は、M I C S 化学の第三者算定機関による株式交換比率の試算結果及び過去6ヶ月間のM I C S 化学の株価推移等を勘案し、少数株主の利益保護の観点から十分な水準にあるとは評価できないこと、及び本取引の実施に当たっては、本臨時株主総会において本株式交換契約について特別決議による承認を受ける必要があるところ、当該承認の確度を高めるためには、本株式交換比率のプレミアム率について、M I C S 化学の少数株主の皆様には十分納得いただける水準とする必要があることを踏まえると、応諾できないと判断したとの理由で再検討の要請を受けました。中本パックスは、本特別委員会からのかかる要請について再度検討の上、2023年10月4日、M I C S 化学株式1株につき、中本パックス株式0.27株を割当交付する本株式交換比率(本株式交換比率におけるM I C S 化学株式1株当たりの対価の価値は、2023年10月3日時点での中本パックス株式の終値1,651円に基づき計算すると446円となり、同日時点でのM I C S 化学株式の終値388円に対して14.95%、同日までの直近5営業日の終値単純平均値401円に対して11.22%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値411円に対して8.52%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値415円に対して7.47%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値406円に対して9.85%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。)とすることにつき、M I C S 化学において改めて検討を要請する旨を記載した提案書(以下「第3回目提案書」といいます。)を提出いたしました。これに対して、2023年10月10日、中本パックスは、本特別委員会から、M I C S 化学株式1株につき、中本パックス株式0.30株を割当交付する本株式交換比率とすることについての検討の要請を受けました。中本パックスは、本特別委員会からのかかる要請について慎重に検討の上、2023年10月11日、M I C S 化学株式1株につき、中本パックス株式0.28株を割当交付す

る本株式交換比率（本株式交換比率におけるM I C S化学株式1株当たりの対価の価値は、2023年10月10日時点での中本パックス株式の終値1,629円に基づき計算すると456円となり、同日時点でのM I C S化学株式の終値400円に対して14.00%、同日までの直近5営業日の終値単純平均値391円に対して16.62%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値406円に対して12.32%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値412円に対して10.68%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値407円に対して12.04%のプレミアムをそれぞれ加えた金額です。）とする旨の再提案を記載した提案書（以下「最終提案書」といいます。）を提出いたしました。これに対して、2023年10月12日、中本パックスは、本特別委員会から、最終提案書における本株式交換比率の提案について応諾する旨の回答を受領しました。

また、中本パックスは、第1回目提案書において、本公開買付けの条件として、本公開買付価格については、上記のとおり、本第一次意向表明書にて盛田エンタプライズに承諾いただいた350円とすることに加え、本公開買付けの上限は設定せず、下限を応募合意株式数とすることを提案し、盛田エンタプライズはこれを承諾し、また、2023年9月上旬から同年10月上旬にかけて、応募合意株主との間で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）に係る諸条件について協議・交渉を行い、合意に至りました。

一方、M I C S化学は、本特別委員会より、中本パックスからの提案内容を踏まえて、2023年10月4日、S M B C日興証券を通じて、中本パックスが考える本取引の意義、目的及び本取引のスキームに対するM I C S化学としての意見等に関する質問事項を受領したとのことです。その後、M I C S化学は、同月5日、本特別委員会に対して、当該質問事項に対する回答及び質疑応答を行ったとのことです。本特別委員会は、M I C S化学からの回答を踏まえながら、慎重に検討を行い、M I C S化学と中本パックスとのシナジーとして、(i) 中本パックスの取引先へのM I C S化学の製品の新規拡販、(ii) 環境配慮型の製品の開発能力の向上、(iii) 営業拠点の統合や共同購入によるスケールメリットを活かした原材料コストの削減、が見込めると考えられることを確認したとのことです。また、(iv) M I C S化学の事業運営上の盛田エンタプライズに対する依存度は限定的であることを考慮すると、盛田エンタプライズがM I C S化学株式を売却することによるマイナス効果は見込まれないと考えたとのことです。

これらの協議・交渉・判断を経て、中本パックスとM I C S化学との間で本株式交換比率を含む諸条件について合意に至ったことから、本日、中本パックスとM I C S化学の取締役会において、本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。また、中本パックスと応募合意株主との間で本公開買付価格を含む本応募契約に係る諸条件についても合意に至ったことから、本日、中本パックスの取締役会において、応募合意株主の所有するM I C S化学株式の全てを取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決議し、盛田エンタプライズとの間で本応募契約を締結いたしました。

なお、M I C S化学プレスリリースによると、M I C S化学は、本公開買付価格に関して、中本パックスより盛田エンタプライズに対して提案した本公開買付価格については、(i) 本公開買付けを可能な限り応募合意株式のみが応募される取引とすべく、本公開買付価格をM I C

S化学株式の市場株価よりもディスカウントした価格とする必要性を踏まえて、中本パックスと盛田エンタプライズとの間で協議・交渉を行った結果、決定した価格であること、(ii) 本株式交換比率は、中本パックス及びM I C S 化学の第三者算定機関が算定した株式交換比率の算定結果を踏まえて定めており、また、M I C S 化学が中本パックスの完全子会社になることによるシナジー効果や、M I C S 化学の少数株主に対する投下資本の回収機会を与えることを考慮し、中本パックスとM I C S 化学との協議・交渉の結果、決定したものであること、(iii) 本株式交換におけるM I C S 化学株式1株当たりの対価（本株式交換比率に基づく中本パックス株式0.28株相当）の価値は、①中本パックス株式の本日の前営業日である2023年10月16日の終値1,625円に基づき計算すると455円となり、本公開買付価格（350円）よりも105円高い額となり、また、同日時点でのM I C S 化学株式の終値397円に対して14.61%、同日までの直近5営業日の終値単純平均値400円に対して13.75%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値401円に対して13.47%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値411円に対して10.71%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値408円に対して11.52%のプレミアムを、及び②最終提案書において中本パックスが提案した本株式交換比率に対して本特別委員会が応諾する旨の回答を行った2023年10月12日の中本パックス株式の終値1,654円に基づき計算すると463円となり、本公開買付価格（350円）よりも113円高い額となり、また、同日時点でのM I C S 化学株式の終値401円に対して15.46%、同日までの直近5営業日の終値単純平均値397円に対して16.62%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値404円に対して14.60%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値412円に対して12.38%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値408円に対して13.48%のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当することを踏まえ、一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な株式交換比率であり、本取引は、M I C S 化学の一般株主の皆様にとって適切な株式交換比率であると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明しているとのことです。また、本公開買付けは、主として盛田エンタプライズを対象として、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場におけるM I C S 化学株式の終値に対してディスカウントを行った価格を本公開買付価格に設定して行われることから、M I C S 化学において、M I C S 化学の一般株主の皆様が本公開買付けに応募することは想定していないとのことです。そのため、本公開買付価格が妥当なものであるかどうか判断していないものの、M I C S 化学としては、M I C S 化学の一般株主の皆様が任意に本公開買付けに応募する判断をされることを否定するものではないことから、M I C S 化学の株主の皆様に対しては、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、M I C S 化学の株主の皆様のご判断に委ねる旨及び本株式交換を承認する旨の決議をしたとのことです。なお、M I C S 化学は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、本公開買付価格が中本パックスと盛田エンタプライズの合意により決定された価格であること、かつ本公開買付価格が本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場におけるM I C S 化学株式の終値と比較するとディスカウントされた価格であることに鑑み、第三者算定機関から株式価値算定書を取得していないとのことです。また、M I C S 化学取締役会の決議の詳細は、

M I C S化学プレスリリース及び下記「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「⑥M I C S化学における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む）の承認」をご参照ください。

## 2. 本株式交換の要旨

### (1) 本取引の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日（中本パックス、M I C S化学）	2023年10月17日（火）
本株式交換契約締結日（中本パックス、M I C S化学）	2023年10月17日（火）
本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の開始	2023年10月18日（水）
本臨時株主総会基準日公告日（M I C S化学）	2023年11月6日（月）（予定）
公開買付期間終了	2023年11月15日（水）
本臨時株主総会基準日（M I C S化学）	2023年11月21日（火）（予定）
本公開買付けの決済の開始日	2023年11月22日（水）
本株式交換契約承認 本臨時株主総会決議日（M I C S化学）	2023年12月27日（水）（予定）
最終売買日（M I C S化学）	2024年1月29日（月）（予定）
上場廃止日（M I C S化学）	2024年1月30日（火）（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	2024年2月1日（木）（予定）

（注1）中本パックスは、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の本株式交換契約の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

（注2）上記日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、中本パックス及びM I C S化学が協議し合意の上、変更されることがあります。上記日程に変更が生じた場合には、速やかに公表いたします。

（注3）本公開買付けに係る決済の開始日は本臨時株主総会基準日後となりますが、本応募契約に基づき、盛田エンタプライズが本臨時株主総会において中本パックスの定める方針に基づいて応募合意株式に係る議決権を行使することを予定しております。

### (2) 本株式交換の方式

中本パックスを株式交換完全親会社、M I C S化学を株式交換完全子会社とする株式交換を行います。なお、中本パックスについては、会社法第796条第2項本文の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けずに、M I C S化学については、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認を受けた上で、本株式交換を行う予定です。

### (3) 本株式交換に係る割当ての内容

	中本パックス	M I C S化学
--	--------	-----------

	(株式交換完全親会社)	(株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	0.28
本株式交換により交付する 株式数	中本パックスの普通株式：747,471株（予定）	

(注1) 本株式交換に係る割当比率

中本パックスは、M I C S化学株式1株に対して、中本パックス株式0.28株を割当交付いたします。なお、上記表に記載の本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、中本パックス及びM I C S化学が協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する中本パックスの株式数

中本パックスは、本株式交換に際して、本株式交換により中本パックスがM I C S化学の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるM I C S化学の株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却及び本公開買付けが行われた後の中本パックスを除く株主をいうものとします。）に対して、その所有するM I C S化学株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の中本パックス株式を割当交付する予定です。なお、本公開買付けの決済は、基準時以前に完了する見込みであり、上記表に記載の本株式交換により交付される中本パックス株式の総数は、本公開買付けに応募合意株式（2,608,000株）のみが応募される前提で計算しております。また、M I C S化学は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時まで消却する予定です。本株式交換により交付される中本パックス株式の総数は、本公開買付けに応募されたM I C S化学株式（以下「応募株券等」といいます。）及びM I C S化学による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、中本パックスの単元未満株式（100株未満の株式）を所有することとなるM I C S化学の株主の皆様におかれましては、中本パックス株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

- ・単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、中本パックスの単元未満株式を所有する株主の皆様が、中本パックスに対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、中本パックス株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなるM I C S化学の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の中本パックス株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

M I C S化学は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(5) 剰余金の配当に関する取扱い

中本パックス及びM I C S化学は、中本パックスが、2023年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中本パックス株式1株当たり31円を限度として剰余金の配当を行うことができること、及び、M I C S化学が、2023年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、M I C S化学株式1株当たり5円を限度として剰余金の配当を行うことができること、並びに、これらを除いては、中本パックス及びM I C S化学は、本日以降、本株式交換の効力発生日よりも前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、本株式交換の効力発生日の前日までの間のいずれかの日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己株式の取得をしなければならない場合を除きます。）の決議を行ってはならない旨を合意しております。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、中本パックス及びM I C S化学は、2023年8月下旬から同年9月下旬にかけて実施した中本パックス及びM I C S化学による相互へのデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、真摯に協議・交渉を重ねた結果、中本パックスがM I C S化学を完全子会社化及び非公開化することが、中本パックス及びM I C S化学の企業価値向上にとって最善の判断であると考えるに至りました。

また、中本パックス及びM I C S化学は、上記「2. 本株式交換の要旨」の「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の公正性・妥当性を担保するため、それぞれ個別に、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S化学から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S化学から独立したリーガル・アドバイザーから法的助言を受けることといたしました。そして、中本パックスは、野村證券をファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選定し、M I C S化学は、S M B C日興証券をファイナンシャル・アドバイザー

として、東京共同会計事務所を第三者算定機関として選定し、また、中本パックスは、大江・田中・大宅法律事務所を、M I C S 化学は、西村あさひ法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

中本パックス及びM I C S 化学は、それぞれ、自らが選定した第三者算定機関による本株式交換に用いられる株式交換比率の算定結果や、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、中本パックス及びM I C S 化学の間で、本株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。

そして、中本パックスにおいては、下記「(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」に記載のとおり、第三者算定機関である野村證券から取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである大江・田中・大宅法律事務所からの助言及び中本パックスがM I C S 化学に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、中本パックスの株主の皆様利益に資すると判断いたしました。

また、M I C S 化学においては、下記「(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」に記載のとおり、第三者算定機関である東京共同会計事務所から取得した株式交換比率に関する算定書(以下「M I C S 化学株式交換比率算定書」といいます。)、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言、M I C S 化学が中本パックスに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに中本パックス及びM I C S 化学との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会(詳細については、下記「(4) 公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む。)」の「①M I C S 化学における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおりです。)から受領した答申書等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、M I C S 化学は、本株式交換比率は妥当であり、M I C S 化学の少数株主の皆様にとって利益に資すると判断いたしました。

このように、中本パックス及びM I C S 化学は、本株式交換比率は中本パックス及びM I C S 化学のそれぞれの株主の皆様利益に資するものであるとの判断に至ったため、それぞれ本日開催の取締役会において、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、中本パックスとM I C S 化学が協議した上で、合意により変更されることがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ①算定機関の名称並びに中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学との関係

中本パックスの第三者算定機関である野村證券及びM I C S 化学の第三者算定機関である東京共同会計事務所は、いずれも中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学から独立した算定機関であり、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

## ②算定の概要

野村證券は、本株式交換比率について、中本パックス株式は東京証券取引所プライム市場、M I C S 化学株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、中本パックス及びM I C S 化学にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による中本パックスの1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

評価手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.24～0.25
類似会社比較法	0.11～0.56
DCF法	0.21～0.31

なお、野村證券は、市場株価平均法においては、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日である2023年10月12日を基準日として、中本パックス株式及びM I C S 化学株式の東京証券取引所における算定基準日終値、同日までの直近5営業日の終値単純平均値、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、中本パックスより提供された事業計画（以下「中本パックス事業計画」といいます。）及びM I C S 化学から提供され中本パックスにより確認された事業計画に基づいて、中本パックス及びM I C S 化学が生み出す将来のキャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより算定しております。

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。中本パックス、M I C S 化学及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。中本パックスの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、中本パックスの経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたこと、M I C S 化学の財務予測（利益計

画その他の情報を含みます。)については、M I C S化学の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2023年10月12日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、中本パックスの業務執行を決定する機関が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

なお、野村證券がDCF法の評価の基礎とした中本パックスの財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。一方、野村證券がDCF法の評価の基礎としたM I C S化学の財務予測において、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2024年4月期において、ロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格高騰を背景として当該事業年度以前より高騰していた原材料費について、当該事業年度に販売単価の是正を実施したことにより、対前年度比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、中本パックス事業計画は、本取引の実行を前提として作成されたものではなく、M I C S化学事業計画も、本取引の実行を前提として作成されたものではないとのことです。

東京共同会計事務所は、M I C S化学株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場、中本パックス株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して、本株式交換比率を算定したとのことです。東京共同会計事務所が上記各手法に基づき算定した中本パックスの1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、それぞれ以下のとおりとのことです。

評価手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.244~0.253
DCF法	0.137~0.268

市場株価平均法では、2023年10月16日を算定基準日として、中本パックス株式及びM I C S化学株式の東京証券取引所における同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値及び同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値を基に、本株式交換比率を0.244~0.253までと算定したとのことです。

DCF法では、M I C S化学事業計画及び中本パックス事業計画に基づく収益予測や投資計画、将来の収益予想に基づくM I C S化学及び中本パックスが生み出すフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、本株式交換比率を0.137~0.268までと算定したとのことです。また、東京共同会計事務所がDCF法による分析に用いたM I C S化学事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2024年4月期において、ロシア・ウクライナ情勢によるエネルギー価格高騰を背景として当該事業年度以前より高騰していた原材料費について、当該事業年度に販売単価の是正を実施したことにより、対前年度比で大幅な増益となること

を見込んでいるとのことです。一方、東京共同会計事務所がDCF法による分析に用いた中本パックス事業計画には大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないとのことです。また、M I C S 化学事業計画は、本取引の実行を前提として作成されたものではなく、中本パックス事業計画も、本取引の実行を前提として作成されたものではないとのことです。

### (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

M I C S 化学株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、中本パックスは、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、M I C S 化学株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの結果として当該基準に該当しない場合でも、2023年12月27日に開催予定の本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が受けられた場合には、本株式交換の効力発生日に先立ち、M I C S 化学株式は、2024年1月30日に上場廃止（最終売買日は2024年1月29日）となる予定です。なお、M I C S 化学株式が上場廃止となった後は、M I C S 化学株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

上場廃止後は、M I C S 化学株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできなくなります。M I C S 化学株式が上場廃止になった後も、本株式交換によりM I C S 化学の株主の皆様は、本株式交換の効力発生日以降は東京証券取引所スタンダード市場（注）において取引が可能であることから、基準時においてM I C S 化学株式を358株以上所有し、本株式交換により中本パックスの単元株式数である100株以上の中本パックス株式の割当てを受けるM I C S 化学の株主の皆様は、その所有するM I C S 化学株式の数に応じて一部単元株式数に満たない中本パックス株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の中本パックス株式については引き続き東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、株式の流動性を提供できるものと考えております。

（注）本日現在において中本パックス株式は、東京証券取引所プライム市場に上場しておりますが、中本パックスが2023年9月14日に公表した「プライム市場の上場維持への適合に向けた計画に基づく進捗状況（変更）及びスタンダード市場への選択申請及び適合状況に関するお知らせ」に記載のとおり、2023年10月20日より東京証券取引所スタンダード市場への移行を予定しております。

ただし、基準時において358株未満のM I C S 化学株式を所有するM I C S 化学の株主の皆様には、単元株式数である100株に満たない中本パックス株式が割当てられます。なお、2023年4月30日現在のM I C S 化学の単元株主数約2,000名を前提として計算した場合、約1,300名が中本パックスの単元未満株主となる見込みとのことです。単元未満株式については、その株式数に応じて本株式交換の効力発生日以降の日を基準日とする中本パックスの配当金

を受領する権利を有することになりますが、東京証券取引所スタンダード市場において売却することはできません。単元未満株式を所有することとなる株主の皆様は、ご希望により、中本パックスの単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記「2. 本株式交換の要旨」の「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注3) 単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記「2. 本株式交換の要旨」の「(3) 本株式交換に係る割当ての内容」の「(注4) 1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、M I C S 化学の株主の皆様は、最終売買日である2024年1月29日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その所有するM I C S 化学株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

#### (4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）

本日現在において、中本パックスはM I C S 化学株式を所有しておらず、本取引は支配株主による取引には該当いたしません。また、M I C S 化学の経営陣の全部又は一部が中本パックスに直接又は間接に出資することは予定されておらず、本取引はいわゆるマネジメントバイアウト取引にも該当いたしません。

もっとも、中本パックス及びM I C S 化学は、本取引の公正性担保につき慎重を期す観点から、それぞれ以下の措置を講じております。また、以下の記載のうち、M I C S 化学において実施した措置については、M I C S 化学から受けた説明に基づくものです。

#### ①M I C S 化学における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

##### (i) 設置等の経緯

上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、M I C S 化学は、2023年7月21日に開催された取締役会における決議により、本特別委員会を設置されましたが、かかる本特別委員会の設置に先立ち、M I C S 化学は、2023年4月下旬、中本パックスから独立した立場で、M I C S 化学の企業価値の向上及びM I C S 化学の一般株主の皆様様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を構築するため、西村あさひ法律事務所の助言も得つつ、M I C S 化学の独立社外取締役の全員に対して、本取引に係る検討・交渉等を行うにあたっては、特別委員会の設置をはじめとする本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置を十分に講じる必要がある旨等を個別に説明したとのことです。また、M I C S 化学は、並行して、西村あさひ法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補者の検討を行ったとのことです。その上で、M I C S 化学は、本特別委員会の委員の候補者が、中本パックス及び盛田エンタプライズからの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して

一般株主の皆様とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、上記のM I C S化学の独立社外取締役と協議し、西村あさひ法律事務所の助言を得て本特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、中本パックス及び盛田エンタプライズから独立した社外取締役である安川喜久夫氏、中神邦彰氏、後藤もゆる氏の3名を本特別委員会の委員の候補として選定したとのことです（なお、本特別委員会の委員は設置当初から変更していないとのことです。）。

その上で、M I C S化学は、上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、本特別委員会に対し、本諮問事項について諮問したとのことです。加えて、M I C S化学取締役会は、本特別委員会をM I C S化学取締役会から独立した合議体として位置付け、本取引に関する意思決定を行うに際して、本特別委員会の意見を最大限尊重し、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当ではないと判断したときには、M I C S化学取締役会は当該取引条件による本取引に賛同しないものとする、本特別委員会に対して、本取引に係る株式交換における本株式交換比率及び本公開買付価格その他取引条件等について中本パックスと交渉を行う権限を付与すること、並びに本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会は、M I C S化学及び中本パックスの株式価値評価その他本特別委員会が必要と判断する事項を第三者機関等に委託することができるものとし、その場合の当該委託に係る合理的な費用はM I C S化学が負担すること等を決議しているとのことです。これを受けて、本特別委員会は、M I C S化学のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所、ファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券及び第三者算定機関の東京共同会計事務所につき、いずれも独立性及び専門性に問題がないことから、それぞれ、M I C S化学のリーガル・アドバイザー、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、また本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額又は時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

## (ii) 検討の経緯

本特別委員会は、2023年7月26日から2023年10月17日までの間に合計15回、計約21時間にわたって開催され、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。

具体的には、本特別委員会は、M I C S化学のファイナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券、M I C S化学のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所及び第三者算定機関の東京共同会計事務所について、中本パックス、盛田エ

ンタプライズ及びM I C S 化学のいずれの関連当事者にも該当しないこと、並びに本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないこと、その他本取引における独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認したとのことです。

さらに、本特別委員会は、M I C S 化学が社内に構築した本取引の検討体制（本取引に係る検討、交渉及び判断に関与するM I C S 化学の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認の上、承認したとのことです。その上で、本特別委員会は、西村あさひ法律事務所から聴取した意見を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行ったとのことです。また、本特別委員会は、M I C S 化学が作成したM I C S 化学事業計画について、M I C S 化学からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認したとのことです。

本特別委員会は、中本パックスからの提案内容について慎重に検討を行うとともに、M I C S 化学から、本取引の目的や意義、これらに関する中本パックス及び盛田エンタプライズとの協議状況、本取引のM I C S 化学事業に対する影響等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を実施したとのことです。

加えて、上記「(2) 算定に関する事項」に記載のとおり、東京共同会計事務所はM I C S 化学事業計画及び中本パックス事業計画を前提として本株式交換比率の算定を実施していますが、本特別委員会は、東京共同会計事務所が実施した本株式交換比率に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定の内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を認識しているとのことです。

また、本特別委員会は、M I C S 化学の中本パックスとの交渉について、随時、M I C S 化学及びS M B C 日興証券から受けた報告も踏まえて審議・検討を行い、M I C S 化学の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べたとのことです。具体的には、本特別委員会は、中本パックスからの本株式交換比率及び本公開買付価格に関する提案を受領次第、それぞれについて報告を受け、S M B C 日興証券による対応方針及び中本パックスとの交渉方針等についての分析・意見を踏まえて検討を行いました。その上で、本特別委員会はM I C S 化学に対し、これらのいずれに際しても、中本パックスに対して、M I C S 化学としての本取引の意義・目的を達するために中本パックスとの間で協議すべき事項について意見を述べる等、M I C S 化学と中本パックスとの間の本株式交換比率及び本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程に実質的に関与したとのことです。

さらに、本特別委員会は、西村あさひ法律事務所から、複数回、M I C S 化学が公表又は提出予定の本取引に係るプレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認したとのことです。

(iii) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯のもとで、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2023年10月17日付で、M I C S 化学取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の答申書（以下「本答申書」といいます。）を提出したとのことです。

(a) 本取引の目的の合理性（本取引がM I C S 化学の企業価値向上に資するかを含む）に関する事項

①本取引の目的について、(ア) 中本パックスの主力事業である食品関連の取引先へのM I C S 化学の製品の拡販（拡販できていない取引先への新規拡販、重複している取引先への営業活動効率化）、(イ) 中本パックスの日用品販売事業を利用した製品開発並びにホームセンター、100円ショップ及びオンラインショップへのM I C S 化学の製品の拡販、(ウ) 生分解性樹脂等を使用した環境対応製品の開発及びテーマの共有、(エ) 営業事務所等の拠点の統合による人材交流を通じた営業人員の相互レベルアップ及び賃貸料の削減、(オ) 原材料及び副材料の共同購入による原材料コストの削減、(カ) 生産効率アップ・ロス率削減等、製造改善ノウハウの共有による製造コストの削減等のシナジーの発生が期待でき、本取引の目的にはM I C S 化学の企業価値向上が含まれると評価できる。

また、②本取引がその目的に資するものであるという説明について、(i) M I C S 化学が製造するプラスチックフィルムについては、ポリエチレンやナイロン等の樹脂原料を主原料としているが、樹脂原料の価格の高止まり、物流費や光熱費等の上昇、地政学リスクの顕在化等で厳しい状況が続くことが懸念されており、(ii) 持続可能な社会の実現に向けた環境配慮型経営がより一層求められており、その動向はM I C S 化学の経営を大きく左右する要因の一つではある一方、コロナ禍を経て生活様式が変化する中で、食品冷凍包装の進化等包装技術の高まりに対し付加価値の高い製品を投入していくこと、従来からの販売方法を見直して無駄のない効率的な形態に変革していくこと、材料費や物流費等のコスト削減策を実施すること等で、収益構造の転換を図ることが喫緊の課題となっている、とM I C S 化学が認識していることについて特段不合理な点は認められず、このようなプラスチックフィルム業界における事業環境において、本取引を実行した場合に上記①に記載の各シナジー効果が生じること（すなわち、本取引による完全子会社化がM I C S 化学の企業価値向上のための有効な手段であると判断すること）について合理性を疑わせる事情は特に認められない。また、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認

が得られず、結果として本公開買付けのみが成立することになった場合には、中本パックスが盛田エンタプライズに代わってM I C S化学の主要株主である筆頭株主となり、M I C S化学株式が上場を維持することになりますが、その場合においても、これらのシナジー効果を一定範囲で創出し、M I C S化学の企業価値向上を実現することは可能であるとのM I C S化学及び中本パックスの認識についても、合理性を疑わせる事情は特に認められず、結果として本取引がM I C S化学の企業価値向上という目的に資するという説明に関して特に不合理と認められる点は見当たらない。

なお、M I C S化学は本取引により上場廃止となることが予定されているが、M I C S化学及び中本パックスには上記のとおり、シナジーの創出による企業価値の向上が合理的に見込まれる一方で、M I C S化学においては、①新人一括採用をしておらず上場企業であることを大きく活かしているとは考えにくいこと、及び②資金調達ニーズはないことを踏まえると、上場廃止によるデメリットはそれほど想定されない一方で、③上場会社ならではの対応が簡略化できることにより、コストの削減が見込まれるというメリットが考えられるとのM I C S化学の説明を踏まえると、上場維持による社会的信用、知名度の維持・向上は本取引によって直ちに失われるとはいえないと考えられる上、M I C S化学の企業価値向上の実現に当たって直接市場からの資金調達を行うことができることが絶対的な必要条件であると認めることもできないと考えられる。以上の点に鑑みれば、中本パックスによる本取引の提案が、M I C S化学の上場維持を前提とするストラクチャー等と比しても、M I C S化学の企業価値の向上に資するものであり、M I C S化学が、一般株主に適正な比率で株式交換の機会を提供することが、現時点における株主の利益を配慮した上での最善の選択であるとの結論に至ったことは不合理ではないと考えられる。

以上のような点を踏まえて検討した結果、本取引の目的には、M I C S化学の企業価値向上が含まれており、本取引は是認されるものであると考える。

(b) 本取引の取引条件の公正性・妥当性に関する事項

本取引に至るまでの経緯について、上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、M I C S化学は、盛田エンタプライズが現金対価での株式譲渡を希望していることに加え、2023年内の譲渡完了についても希望していたことを考慮しつつ、M I C S化学としても、M I C S化学の盛田エンタプライズに対する事業運営上の依存度は限定的であり、盛田エンタプライズによるM I C S化学株式の売却に当たってM I C S化学事業に大きな影響を及ぼすようなマイナス効果は見込まれないことから、盛田エンタプライズが所有するM I C S化学株式をM I C S化学の事業成長に寄与するパートナーへ売却することが、M I C S化学の企業価値の向上と株主利益の最大化に繋がると考えた結果として、M I C S化学株式売却に係る取引の検討を開始

している。そして、中本パックスを買主候補先として選定するに当たっても、M I C S化学が、①早々に中本パックスと相対で交渉をするのではなく、本入札プロセスを実施して複数の候補先を招聘したこと、②本第一次入札プロセスを通過した中本パックスに対してM I C S化学事業計画の開示を行った上で、M I C S化学とのシナジー創出の分析及びスキームに関する協議を複数回行ったこと、また、中本パックスから第一次意向表明書の提出を受けた後も、単にこれを甘受するのではなく、③中本パックスをパートナーとすることがM I C S化学の企業価値の向上に繋がると判断するための追加の検討材料として補足資料の提出を求め、本第一次意向表明補足資料の提出を受けたこと、④提案を受けたストラクチャー及び株式交換比率についてもM I C S化学、盛田エンタプライズ及び本特別委員会のそれぞれないしは各アドバイザーを通じて各当事者間での協議を重ねたこと、⑤中本パックスに対してもデュー・ディリジェンスを実施し、当該結果について東京共同会計事務所及び西村あさひ法律事務所からM I C S化学及び本特別委員会はそれぞれ報告を受け、当該結果も考慮して本株式交換比率の妥当性を検討したこと等を踏まえると、M I C S化学及び本特別委員会においては、ストラクチャーや買手候補先に縛られず、広く、M I C S化学が厳しい業界動向の中で事業シナジーを最大限発揮しつつ、現時点における株主の利益を配慮した上での最善の選択が何であるかを慎重に検討・判断したものと評価できる。

また、上記のような検討や評価の前提として、上記「1. 本株式交換の目的」の記載も踏まえると、各当事者間の本取引の取引条件に関する協議・交渉過程において、本取引が相互に独立した当事者間で行われる場合と実質的に同視し得る状況、すなわち、構造的な利益相反の問題や情報の非対称性の問題に対応し、M I C S化学の企業価値を高めつつ一般株主にできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保され、かつ、実際にもそのような努力が行われたと考えられる。

さらに、本株式交換比率に係る交渉経緯についても上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、中本パックスから 2023 年 7 月 11 日付で最初の提案を受けてから本株式交換比率の提案を受けるまでに、2 回にわたり株式交換比率が引き上げられ、さらに、本株式交換比率の提案を受けてからも、本特別委員会作成書面により、3 回にわたり書面による株式交換比率のさらなる引上げの申入れを行った。これらの協議交渉経緯等に鑑みると、M I C S化学及び本特別委員会は、中本パックスとの協議交渉過程において、実務上合理的に考えられる株式交換比率を引き上げるための方策を十分に講じたものと評価できると考えられる。

本株式交換比率は、中本パックス株式 1 株に対してM I C S化学株式 0.28 株であるところ、①M I C S化学事業計画の作成経緯及びその重要な前提条件並びに東京

共同会計事務所によるM I C S 化学及び中本パックスの株式価値の算定方法について特に不合理な点は認められず、②本株式交換比率は市場株価法の算定結果及びDCF法の算定結果の範囲をいずれも上回るものであることから、本株式交換比率は上記の算定結果を考慮した上で合意されたものと認められ、さらに、③本株式交換におけるM I C S 化学株式1株当たりの対価（本株式交換比率に基づく中本パックス株式0.28株相当）の価値は、中本パックス株式の本公開買付けの公表日の前営業日である2023年10月16日の終値1,625円に基づき計算すると455円となり、本公開買付価格（350円）よりも105円高い額となり、また、M I C S 化学株式の市場株価に対するプレミアム水準についても、本株式交換におけるM I C S 化学株式1株当たりの対価（本株式交換比率に基づく中本パックス株式0.28株相当）の価値は、最終提案書において中本パックスが提案した本株式交換比率に対して本特別委員会が応諾する旨の回答を行った2023年10月12日の終値1,654円に基づき計算すると463円となり、本公開買付価格（350円）よりも113円高い額となり、また、同日時点でのM I C S 化学の終値401円に対して15.46%、同日までの直近5営業日の終値単純平均値397円に対して16.62%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値404円に対して14.60%（a）、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値412円に対して12.38%（b）、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値408円に対して13.48%（c）のプレミアムをそれぞれ加えた金額に相当するところ、過去同種案件プレミアム水準の平均値が、各案件の公表日の前営業日において7.38%、直近1ヶ月間の終値単純平均値に対して9.82%（上記aの値はこれを4.78%上回る）、3ヶ月間の終値単純平均値に対して12.27%（上記bの値はこれを0.11%上回る）、6ヶ月間の終値単純平均値に対して15.36%（上記cの値はこれを1.88%下回るものの、その乖離は大きくない）であり、本株式交換比率は過去同種案件プレミアム水準に照らしても遜色のないものであることに加え、④本取引は、現金を対価として交付することにより一般株主をスクイーズアウトする取引ではなく、株式交換完全親会社である中本パックスの株式を対価として交付する取引であることから、M I C S 化学の一般株主は、本取引によるシナジーを含めてM I C S 化学の企業価値向上によるメリットを持株比率に応じて享受できること等を踏まえると、本株式交換比率には妥当性が認められる。

本取引の取引方法及び取引対価の種類については、①本取引によりM I C S 化学の完全親会社となる中本パックス株式を本取引の対価とすることにより、M I C S 化学の株主は本取引後も引き続きM I C S 化学の企業価値の向上について間接的に享受することができること、②本取引の対価である中本パックス株式は、東京証券取引所に上場されているため、中本パックスの普通株式を本取引の取引対価とすることにより、引き続きM I C S 化学株主は保有株式の流動性を確保することができ、

市場での売却による投資回収の機会が保障されていること、③本取引の実施に当たっては、M I C S 化学の株主総会特別決議による承認を受ける必要があること及び反対株主による株式買取請求の機会が確保されていることから、M I C S 化学の一般株主には本取引についての十分な判断の機会が保障されており、かつ反対株主にも投資回収の機会が与えられていること、④一般株主は本取引の実施により、中本パックスの単元未満株主となる可能性があり、そうなった場合には、その保有することとなる単元未満株式を金融商品取引市場において売却することはできないが、これらの者は、中本パックスの単元未満株式買取制度を利用することによって、投資を回収する機会が保障されていること等を踏まえると、本取引の取引方法及び取引対価の種類について、特に不合理な点は認められないことから、妥当性を有するものと判断する。

(c) 本取引に係る手続の公正性に関する事項

本取引においては、上記のとおり、①本特別委員会が、取引条件の形成過程の初期段階から設置され、アドバイザー等の選任・承認権限や買付候補者及び盛田エンタプライズとの交渉権限等が付与された上、本特別委員会の答申内容について最大限尊重する旨決議がされているところ、特別委員会はこれらの権限を行使して、中本パックス及び盛田エンタプライズとの間の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与しており、かつ、本特別委員会の独立性、専門性・属性等の構成、アドバイザー等の検討体制、報酬面等についても特段の問題は認められないこと、②M I C S 化学は、M I C S 化学、中本パックス及び盛田エンタプライズから独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任し、各種のアドバイスを受けていること、③M I C S 化学は、M I C S 化学、中本パックス及び盛田エンタプライズから独立した第三者算定機関である東京共同会計事務所に対して、M I C S 化学の本株式交換比率の算定を依頼し、2023年10月16日付でM I C S 化学株式交換比率算定書を取得していること、④本取引の検討過程においては、本入札プロセスが実施されており、本入札プロセスは、M I C S 化学が、独立した専門家であるS M B C 日興証券をアドバイザーとして選任した上で、M I C S 化学の事業に強い関心を示している複数の候補者に打診し、一般株主の利益の最大化及びM I C S 化学の企業価値向上を目的として実施しており、入札過程において、候補者同士を不公平に取り扱ったことは窺われないこと、⑤本取引においては、本株式交換の実施前に本公開買付けが実施される予定であるため、本臨時株主総会までに相当の期間が設けられることによりM I C S 化学の一般株主に本取引について適切な判断（本臨時株主総会における議決権行使に係る判断を含む。）を行う機会を確保するとともに、M I C S 化学株式について中本パックス以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本株式交換比率の適正性を担保することが企図されたもの

であるといえること、⑥ (i) 本株式交換比率算定書の内容について、各算定手法（市場株価法及びDCF法）及びそれに基づく株式交換比率の計算過程に関する情報、(ii) 東京共同会計事務所が本当事者から独立性を有し、重要な利害関係を有しないこと等、本特別委員会に関するその他の情報が適切に開示されるものと認められること、⑦上記 (b) に記載のとおりの本取引の各取引条件を踏まえると一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされていること等からすると、本取引に係る手続の公正性は確保されていると判断する。

(d) 上記 (a) 乃至 (c) を踏まえ、本取引が少数株主に不利益でないこと

上記 (a) 乃至 (c) のとおり、本取引は様々なスキームを検討した上で、本取引により、主として盛田エンタプライズを対象とするディスカウント価格による本公開買付けを行った後、本株式交換により、M I C S 化学の一般株主に適正な交換比率でM I C S 化学普通株式を中本パックスの株式と交換する機会を提供することが、現時点における株主の利益を配慮した上での最善の選択であるとの結論に至ったものであり、本取引の目的は正当性・合理性を有すると考えられ、また、本取引の取引条件は公正・妥当であり、また本取引に係る手続は公正であると考えられる。

そして上記のように判断される本取引の一環として、主として盛田エンタプライズを対象とするディスカウント価格による本公開買付けが行われることも正当性・合理性を有すると考えられ、本公開買付けに対してM I C S 化学取締役会が賛同意見を表明することは、M I C S 化学の一般株主の利益に資するものと判断する。

したがって、M I C S 化学取締役会が本取引に関する決定を行うこと（本公開買付けに対してM I C S 化学取締役会が賛同意見を表明することを含む。）はM I C S 化学の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。

なお、本公開買付けに係る買付け等の価格は、あくまでディスカウント価格であり、その後には予定されている本株式交換における本株式交換比率にはプレミアムが付されていること等を勘案し、M I C S 化学取締役会が、M I C S 化学の株主に対して、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、M I C S 化学の株主の判断に委ねる旨の意見を表明することも、同様にM I C S 化学の一般株主の利益に資するものと考えられる。

## ②中本パックスにおける独立した法律事務所からの助言

中本パックスは、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、大江・田中・大宅法律事務所を選任し、本取引の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、大江・田中・大宅法律事務所は、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しません。

### ③M I C S 化学における独立した法律事務所からの助言

M I C S 化学は、M I C S 化学の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、西村あさひ法律事務所を選任し、本取引に関するM I C S 化学の取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、西村あさひ法律事務所は、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学のいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。

### ④中本パックスにおける独立した第三者算定機関からの算定書の取得

中本パックスは、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学のいずれからも独立した第三者算定機関である野村證券を2023年8月上旬に選定し、2023年10月12日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要については、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

### ⑤M I C S 化学における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

M I C S 化学は、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって公正性を期すため、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学のいずれからも独立した第三者算定機関として東京共同会計事務所に対して、株式交換比率の算定を依頼し、2023年10月16日付で東京共同会計事務所からM I C S 化学株式交換比率算定書を取得したとのことです。M I C S 化学株式交換比率算定書の概要については、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

なお、M I C S 化学は、本取引が構造的な利益相反関係が生じる取引ではないことも踏まえ、M I C S 化学及び本特別委員会としては、M I C S 化学株式交換比率算定書を主とした上記及び下記①から⑧の公正性担保措置を講じることで株式交換比率の妥当性が十分担保できると考えたため、東京共同会計事務所から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

### ⑥M I C S 化学における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む）の承認

M I C S 化学の取締役会は、西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、東京共同会計事務所から取得したM I C S 化学株式交換比率算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値の向上及び株主利益の最大化の観点から慎重に検討を行ったとのことです。

その結果、上記「1. 本株式交換の目的」及び「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(1) 割当ての内容の根拠及び理由」を踏まえて、M I C S 化学株式1株に対して、

中本パックス株式 0.28 株を割当交付することは、M I C S 化学の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な株式交換比率であり、本取引は、M I C S 化学の一般株主の皆様にとって適切な株式交換比率であると判断し、2023 年 10 月 17 日開催の取締役会において、丸山等氏及び佐原司郎氏を除く審議及び決議に参加した M I C S 化学の取締役 7 名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明しております。また、本公開買付けは、主として盛田エンタプライズを対象として、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における M I C S 化学株式の終値に対してディスカウントを行った価格を本公開買付け価格に設定して行われることから、M I C S 化学として、M I C S 化学の一般株主の皆様が本公開買付けに応募することは想定しておりません。そのため、M I C S 化学において、本公開買付け価格が妥当なものであるかどうか判断していないものの、M I C S 化学としては、M I C S 化学の一般株主の皆様が任意に本公開買付けに応募する判断をされることを否定するものではないことから、M I C S 化学の株主の皆様に対しては、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、M I C S 化学の株主の皆様のご判断に委ねる旨及び本株式交換を承認する旨の決議をしたとのことです。

なお、丸山等氏及び佐原司郎氏は、現在盛田エンタプライズの取締役を兼務していることから、利益相反のおそれを回避する観点より、上記取締役会の審議及び決議には参加しておらず、M I C S 化学の立場において本取引に関する検討並びに中本パックスとの協議及び交渉に参加していないとのことです。

#### ⑦入札手続の実施

上記「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、M I C S 化学は、2023 年 5 月中旬より、中本パックスを含む候補先である国内事業会社 3 社に対する二段階の入札プロセスを実施しており、中本パックスより、2023 年 7 月中旬に本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料を受領したとのことです。M I C S 化学は、2023 年 7 月中旬、中本パックスから受領した本第一次意向表明書及び本第一次意向表明補足資料の内容について慎重に検討を行い、本特別委員会と協議の上、中本パックスが想定している中本パックスの主力事業である食品関連の取引先への M I C S 化学の製品の拡販、中本パックスの日用品事業を利用した製品開発、原材料及び副材料の共同購入による原材料コストの削減が見込めるシナジーは、M I C S 化学にとっても、従来からの販売方法を見直して無駄のない効率的な形態に変革していくことや食品冷凍包装の進化等包装技術の高まりに対し付加価値の高い製品を投入していくこと、材料費や物流費等のコスト削減策を実施することによる収益構造の転換によって企業価値向上に資すると判断し、中本パックスをパートナーとして交渉するのが適切であると考えたとのことです。

#### ⑧他の買収者による提案機会の確保

M I C S 化学は、中本パックスとの間で、M I C S 化学が中本パックス以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者がM I C S 化学との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておらず、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

#### 4. 本株式交換の当事会社の概要

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

	株式交換完全親会社 (2023年8月31日現在)	株式交換完全子会社 (2023年7月31日現在)
(1) 名称	中本パックス株式会社	M I C S 化学株式会社
(2) 所在地	大阪市天王寺区空堀町2番8号	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158番地89
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 河田 淳	代表取締役社長 大塚 茂樹
(4) 事業内容	印刷加工（グラビア加工）、コーティング加工、ラミネート加工及び成型加工による製品の製造・販売	多層チューブフィルムの製造及び販売等
(5) 資本金	1,057百万円	100百万円
(6) 設立年月	1950年10月	1971年4月
(7) 発行済株式数	8,173,320株	5,850,000株
(8) 決算期	2月末日	4月末日
(9) 従業員数	826人（連結） (2023年2月28日現在)	96人（連結） (2023年4月30日現在)
(10) 主要取引先	株式会社エフピコ	株式会社大黒屋
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行 三菱UFJ銀行 三井住友銀行	三井住友銀行 三菱UFJ銀行
(12) 大株主及び持株比率（注）	株式会社中本 8.73%	盛田エンタプライズ株式会社 49.49%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 7.69%	名古屋中小企業投資育成株式会社 3.98%
	中本パックス従業員持株会 3.38%	M I C S 化学取引先持株会 3.10%
	染谷 真沙美 3.28%	M I C S 化学従業員持株会 2.91%
	河田 優子 3.24%	株式会社三井住友銀行 2.27%
	松下 美樹 2.92%	伊藤 公一 1.18%

	株式会社ナカモト・セカンド	2.20%	竹田 健作	1.13%
	大日精化工業株式会社	2.08%	山野井 康雄	0.89%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1.85%	鈴木 淳	0.73%
	サカタインクス株式会社	1.84%	大塚 茂樹	0.72%
	日本紙パルプ商事株式会社	1.84%		

(13) 当事会社間の関係

資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	M I C S 化学と中本パックスとの間には、M I C S 化学から中本パックスに対する売上取引があります。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財務状態

決算期	中本パックス（連結）			M I C S 化学（連結）		
	2021年 2月期	2022年 2月期	2023年 2月期	2021年 4月期	2022年 4月期	2023年 4月期
連結純資産	14,222	15,676	16,469	3,149	3,142	3,179
連結総資産	31,784	33,934	34,578	3,782	3,869	3,930
1株当たり連結純資産 （円）	1,590.02	1,753.79	1,884.69	599.61	597.54	603.42
連結売上高	36,033	40,485	43,128	2,377	2,605	2,879
連結営業利益	1,715	2,332	1,892	53	50	117
連結経常利益	1,750	2,585	2,206	56	53	127
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,315	1,470	1,285	28	31	67
1株当たり連結当期純利益 （円）	160.99	179.94	157.27	5.36	6.06	12.78
1株当たり配当金（円）	57.00	62.00	62.00	8.00	8.00	10.00

（注）M I C S 化学の「大株主及び持株比率」は、M I C S 化学が 2023 年 7 月 28 日に提出した第 54 期有価証券報告書の 2023 年 4 月 30 日現在の「大株主の状況」より引用しております。

5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名称	中本パックス株式会社
(2)	所在地	大阪市天王寺区空堀町 2 番 8 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 河田 淳

(4) 事業内容	印刷加工（グラビア加工）、コーティング加工、ラミネート加工及び成型加工による製品の製造・販売
(5) 資本金	1,057 百万円（予定）
(6) 決算期	2 月末日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

## 6. 会計処理の概要

本株式交換に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号）における「取得」に該当し、中本パックスを取得企業とするパーチェス法による会計処理を予定しております。なお、本株式交換に伴いのれん（又は負ののれん）が発生する可能性があります。その金額については現時点では未定ですので、確定次第お知らせいたします。

## 7. 今後の見通し

M I C S 化学は、本株式交換後に中本パックスの完全子会社となります。本株式交換が中本パックスの連結業績に与える影響につきましては、現時点では確定していません。今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合は、速やかに開示いたします。

（参考）中本パックスの当期連結業績予想（2023 年 10 月 10 日公表分）及び前期連結実績

（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2024 年 2 月期)	44,800	1,805	1,900	1,253
前期実績 (2023 年 2 月期)	43,128	1,892	2,206	1,285

（参考）M I C S 化学の当期連結業績予想（2023 年 9 月 14 日公表分）及び前期連結実績

（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 (2024 年 4 月期)	2,992	158	163	113
前期実績 (2023 年 4 月期)	2,879	117	127	67



## II. 本公開買付けについて

### 1. 買付け等の目的等

#### (1) 本公開買付けの概要

上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、中本パックスは、本日付で、本取引の一環として、盛田エンタプライズの所有する東京証券取引所スタンダード市場に上場しているM I C S化学株式の全てである 2,608,000 株（所有割合：49.42%）を取得することを目的として、本公開買付けを 2023 年 10 月 18 日より実施することを決定いたしました。また、中本パックスは、中本パックスを株式交換完全親会社とし、M I C S化学を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決定し、本日付で、中本パックスとM I C S化学との間で本株式交換契約を締結いたしました。なお、本日現在、中本パックスはM I C S化学株式を所有しておりません。

本公開買付けに際して、中本パックスは、本日付で、盛田エンタプライズとの間で、本応募契約を締結し、盛田エンタプライズは、盛田エンタプライズが所有するM I C S化学株式の全てである 2,608,000 株（所有割合：49.42%）を本公開買付けに応募する旨を、本応募契約により中本パックスとの間で合意しております。なお、本応募契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「②本応募契約」をご参照ください。

本公開買付けは、本公開買付け価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である 2023 年 10 月 16 日の東京証券取引所スタンダード市場におけるM I C S化学株式の終値 397 円に対して 11.84%のディスカウントを行った価格 350 円であることから、応募合意株式のみが応募されることを想定しております。一方で、中本パックスにおける本公開買付け成立後の株券等所有割合が3分の1を超えることになるため、中本パックスが応募合意株式を取得するためには、金商法第 27 条の 2 号第 1 項第 2 号に従い法令上公開買付けの方法による必要があることから、本公開買付けを実施し、応募合意株主以外のM I C S化学の株主の皆様にも同一の売却機会を提供するものです。

また、本公開買付けは、盛田エンタプライズからの応募合意株式の取得を目的としておりますが、中本パックスは、本株式交換及び本公開買付けを含む本取引を通じて、M I C S化学株式の全てを取得することを目的としていることから、本公開買付けにおける買付予定数の上限は設定しておりません。一方、本取引は、中本パックスが本公開買付けにより盛田エンタプライズから応募合意株式を取得することを前提として、その後の本株式交換により中本パックスがM I C S化学株式の全てを取得することを予定しており、応募合意株式を取得できなければ本取引の前提を欠くことになることから、買付予定数の下限を応募合意株式と同数の 2,608,000 株と設定しております。なお、中本パックスにおいては、応募合意株式に係る議決権数がM I C S化学の 2023 年 7 月 30 日時点の総議決権数の 49.52%である一方で、M I C S化学の直近 3 年間の定時株主総会における議決権行使比率がいずれも 80%程度であり、本臨時株主総会における議決権行使比率も同程度であることを前提とすれば、応募合意

株式に係る議決権の行使だけでも出席議決権総数の 60%超の賛成が見込まれること、また、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、現時点において本株式交換契約の承認に係る議案に賛成票を投じることが期待できる株主の議決権保有比率が合計68.80%であること、さらには、同議案に反対票を投じることが見込まれる株主が現時点では具体的に想定されていないことを踏まえて、本公開買付けによる現金を対価とした盛田エンタプライズからのM I C S 化学株式取得及び本株式交換による中本パックス株式を対価としたM I C S 化学の少数株主からのM I C S 化学株式取得の組み合わせによるスキームによって本取引を実現することが可能と判断し、株券等所有割合が3分の2を下回る株式数を買付予定数の下限に設定いたしました。そのため、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,608,000株）に満たない場合には、中本パックスは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

なお、M I C S 化学プレスリリースによれば、M I C S 化学は、本日開催の取締役会において、M I C S 化学株式1株に対して、中本パックス株式0.28株を割当交付することは、M I C S 化学の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な株式交換比率であり、本取引は、M I C S 化学の一般株主の皆様にとって適切な株式交換比率であると判断し、本公開買付けに関して賛同の意見を表明しております。他方、本公開買付けは、主として盛田エンタプライズを対象として、本公開買付けの公表日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場におけるM I C S 化学株式の終値に対してディスカウントを行った価格を本公開買付け価格に設定して行われることから、M I C S 化学として、M I C S 化学の一般株主の皆様が本公開買付けに応募することは想定しておりません。そのため、M I C S 化学において、本公開買付け価格が妥当なものであるかどうか判断していないものの、M I C S 化学としては、M I C S 化学の一般株主の皆様が任意に本公開買付けに応募する判断をされることを否定するものではないことから、M I C S 化学の株主の皆様に対して、本公開買付けへ応募するかどうかについては、中立の立場を取り、M I C S 化学の株主の皆様のご判断に委ねることを決議されております。なお、M I C S 化学の意思決定の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「⑥M I C S 化学における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む）の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

①本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程については、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」をご参照ください。

②対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由については、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」をご参照ください。

③本公開買付け後の経営方針

中本パックス及びM I C S化学は、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のシナジーを着実に発現させるべく、中本パックスグループ及びM I C S化学グループにて連携の上、協議を継続する予定です。

また、本取引完了後におけるM I C S化学の経営体制について、中本パックスは、M I C S化学の現在の経営陣が本取引完了後も引き続きM I C S化学の事業運営に携わることを想定しておりますが、取締役の構成を含む経営体制の詳細について、現時点で具体的に決定している事項はなく、今後、中本パックスとM I C S化学との間で協議してまいります。

なお、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に先立って本公開買付けを実施することにより、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られなかった場合には、本取引によるM I C S化学の非公開化が実現できないおそれがあることから、中本パックスは、盛田エンタプライズ及びM I C S化学との間で本取引のスキームについて協議いたしました。かかる協議の中で、M I C S化学において、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めるか否か、M I C S化学の株主の属性等を踏まえて分析し、中本パックスは、当該分析の結果を確認いたしました。当該分析の結果としては、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案について賛成票を投じることが見込まれる株主として、(i)盛田エンタプライズ（議決権保有比率 49.45%）、(ii)本取引に賛同しているM I C S化学の役員（議決権保有比率 1.35%）、(iii)本取引の公表後に、M I C S化学から、株式交換比率において過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されている本株式交換が実行されることで、より価値の高い株式を保有することになるというメリットを説明することで賛同いただけると見込まれるM I C S化学の関係者（子会社役員、従業員持株会、役員持株会、現従業員、元従業員を含みますが、M I C S化学の役員を除きます。議決権保有比率 11.19%）、(iv)本株式交換における株式交換比率には過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されており、本株式交換によって、より価値の高い株式を保有することになることから、本臨時株主総会において賛成票を投じると見込まれる金融機関及び投資ファンドとしての性質を有する公的機関（議決権保有比率 6.81%）が存在し、これら(i)乃至(iv)の株主の議決権保有比率を合計すると 68.80%となることに加え、本株式交換における株式交換比率には過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されていることから、M I C S化学の一般株主について、その多くが反対すると考える合理的な理由が無いことも考慮して、本株式交換契約の承認に必要な出席議決権の3分の2以上

の賛同が得られる見込みであることを確認いたしました。また、中本パックス及びM I C S 化学としては、上記分析結果を踏まえ、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めることに加え、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立することになった場合においても、その後、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のシナジー効果を一定範囲で創出し、中本パックス及びM I C S 化学の企業価値向上を実現することは可能であると考えました。上記検討・議論の結果、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学は、本公開買付け後に本株式交換を実施するスキームにつき合意いたしました。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置については、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針 (いわゆる二段階買収に関する事項)

2023年11月21日を基準日とする2023年12月27日開催予定のM I C S 化学の本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が受けられた場合、本公開買付けの決済完了後に、2024年2月1日を効力発生日として、本株式交換を行う予定です。

なお、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に先立って本公開買付けを実施することにより、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られなかった場合には、本取引によるM I C S 化学の非公開化が実現できないおそれがあることから、中本パックスは、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学との間で本取引のスキームについて協議いたしました。かかる協議の中で、M I C S 化学において、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めるか否か、M I C S 化学の株主の属性等を踏まえて分析し、中本パックスは、当該分析の結果を確認いたしました。当該分析の結果としては、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案について賛成票を投じることが見込まれる株主として、(i)盛田エンタプライズ (議決権保有比率 49.45%)、(ii)本取引に賛同しているM I C S 化学の役員 (議決権保有比率 1.35%)、(iii)本取引の公表後に、M I C S 化学から、株式交換比率において過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されている本株式交換が実行されることで、より価値の高い株式を保有することになるというメリットを説明することで賛同いただけると見込まれるM I C S 化学の関係者 (子会社役員、従業員持株会、役員持株会、現従業員、元従業員を含みますが、M I C S 化学の役員を除きます。議決権保有比率 11.19%)、(iv)本株式交換における株式交換比率には過去同種案件プレミアム水準と比

較して遜色ないプレミアムが付されており、本株式交換によって、より価値の高い株式を保有することになることから、本臨時株主総会において賛成票を投じると見込まれる金融機関及び投資ファンドとしての性質を有する公的機関（議決権保有比率 6.81%）が存在し、これら(i)乃至(iv)の株主の議決権保有比率を合計すると 68.80%となることに加え、本株式交換における株式交換比率には過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されていることから、M I C S 化学の一般株主について、その多くが反対すると考える合理的な理由が無いことも考慮して、本株式交換契約の承認に必要な出席議決権の3分の2以上の賛同が得られる見込みであることを確認いたしました。また、中本パックス及びM I C S 化学としては、上記分析結果を踏まえ、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めることに加え、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立することになった場合においても、その後、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のシナジー効果を一定範囲で創出し、中本パックス及びM I C S 化学の企業価値向上を実現することは可能であると考えました。上記検討・議論の結果、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S 化学は、本公開買付け後に本株式交換を実施するスキームにつき合意いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付けを可能な限り応募合意株式のみが応募される取引とすべく、本公開買付価格をM I C S 化学株式の市場株価よりもディスカウントした価格とする必要性を踏まえて、中本パックスと応募合意株主との間で協議・交渉を行った結果、決定した価格になります。一方、本株式交換比率は、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）」の「④中本パックスにおける独立した第三者算定機関からの算定書の取得」及び「⑤M I C S 化学における独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載のとおり、中本パックス及びM I C S 化学の第三者算定機関が算定した株式交換比率の算定結果を踏まえて定めており、また、M I C S 化学が中本パックスの完全子会社になることによるシナジー効果や、M I C S 化学の少数株主に対する投下資本の回収機会を与えることを考慮し、中本パックスとM I C S 化学との協議・交渉の結果、決定したものです。

なお、本株式交換比率は、「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、中本パックス、M I C S 化学及び本特別委員会にて協議・交渉を経て決定した比率であり、本株式交換におけるM I C S 化学株式1株当たりの対価（本株式交換比率に基づく中本パックス株式0.28株相当）の価値は、中本パックス株式の本日の前営業日である2023年10月16日の終値1,625円に基づき計算すると455円となり、本公開買付価格（350円）よりも105円高い額となり、また、M I C S 化学株式の本日の前営業日である2023年10月16日の終値397円に対して14.61%のプレミアムを加えた金額に相当します。なお、M I C S 化学の2023年7月31日現在の簿価純資産から算出した1株当たり純資産額は603円となり、上記の本株式交換におけるM I C S 化学株式1株当たりの対価の価値であ

る 455 円は、1 株当たり純資産額 603 円を 148 円下回るものの、中本パックスとしては、純資産は会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である M I C S 化学の企業価値算定及び取引条件の決定において重視することは合理的でないと考えております。また、M I C S 化学においては、( i ) 中本パックス並びに M I C S 化学及び本特別委員会との間の株式交換比率に関する交渉は、M I C S 化学株式交換比率算定書における市場株価法の算定結果及び D C F 法の算定結果及び過去同種案件プレミアム水準の平均値を参考としていること、( ii ) 本株式交換のような株式対価の取引では、株式交換完全子会社の株主は、本取引を通じて株式交換完全親会社の株主になることで、本取引によるシナジーの享受等での株式交換完全親会社の株価上昇による経済的利益を継続して享受することが可能であると考えられることから、清算価値である純資産が基となる指標である 1 株当たり純資産額を参考にプレミアム水準を検討することは本取引においては必要でないと考えたため、取引条件の決定において 1 株当たり純資産額は考慮していないとのことです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

M I C S 化学株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、中本パックスは、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従って、M I C S 化学株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの結果として当該基準に該当しない場合でも、2023 年 12 月 27 日に開催予定の本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が受けられた場合には、本株式交換の効力発生日に先立ち、M I C S 化学株式は、2024 年 1 月 30 日に上場廃止（最終売買日は 2024 年 1 月 29 日）となる予定です。なお、M I C S 化学株式が上場廃止となった後は、M I C S 化学株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

なお、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、本臨時株主総会における本株式交換契約の承認に先立って本公開買付けを実施することにより、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られなかった場合には、本取引による M I C S 化学の非公開化が実現できないおそれがあることから、中本パックスは、盛田エンタプライズ及び M I C S 化学との間で本取引のスキームについて協議いたしました。かかる協議の中で、M I C S 化学において、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めるか否か、M I C S 化学の株主の属性等を踏まえて分析し、中本パックスは、当該分析の結果を確認いたしました。当該分析の結果としては、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認に係る議案について賛成票を投じることが見込まれる株主として、( i ) 盛田エンタプライズ（議決権保有比率 49.45%）、( ii ) 本取引に賛同している M I C S 化学の役員（議決権保有比率 1.35%）、( iii ) 本取引の公表後に、M I C S 化学から、株式交換比率において過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されている本株式交換が実行されることで、より価値の高い株式を保有することになるというメリットを説明する

ことで賛同いただけると見込まれるM I C S化学の関係者（子会社役員、従業員持株会、役員持株会、現従業員、元従業員を含みますが、M I C S化学の役員を除きます。議決権保有比率 11.19%）、(iv)本株式交換における株式交換比率には過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されており、本株式交換によって、より価値の高い株式を保有することになることから、本臨時株主総会において賛成票を投じると見込まれる金融機関及び投資ファンドとしての性質を有する公的機関（議決権保有比率 6.81%）が存在し、これら(i)乃至(iv)の株主の議決権保有比率を合計すると 68.80%となることに加え、本株式交換における株式交換比率には過去同種案件プレミアム水準と比較して遜色ないプレミアムが付されていることから、M I C S化学の一般株主について、その多くが反対すると考える合理的な理由が無いことも考慮して、本株式交換契約の承認に必要な出席議決権の3分の2以上の賛同が得られる見込みであることを確認いたしました。また、中本パックス及びM I C S化学としては、上記分析結果を踏まえ、本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が見込めることに加え、仮に本臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られず、結果として本公開買付けのみが成立することになった場合においても、その後、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のシナジー効果を一定範囲で創出し、中本パックス及びM I C S化学の企業価値向上を実現することは可能であると考えました。上記検討・議論の結果、中本パックス、盛田エンタプライズ及びM I C S化学は、本公開買付け後に本株式交換を実施するスキームにつき合意いたしました。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

①本株式交換契約

上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」に記載のとおり、中本パックスは、2023年10月17日付で、M I C S化学との間で、中本パックスを株式交換完全親会社、M I C S化学を株式交換完全子会社とする本株式交換を実施する旨の本株式交換契約を締結しております。本株式交換契約の概要は、以下のとおりです。

イ 本株式交換の実施

中本パックスを株式交換完全親会社とし、M I C S化学を株式交換完全子会社とする本株式交換を実施する。

ロ 本株式交換に際して交付する株式及びその割当て

中本パックスは、本株式交換に際して、本株式交換により中本パックスがM I C S化学の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるM I C S化学の株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、M I C S化学の自己株式の消却後の株主をいうものとし、中本パックスを除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、そ

の所有するM I C S化学の普通株式に代わり、その所有するM I C S化学の普通株式の数の合計に 0.28 を乗じて得た数の中本パックスの普通株式を交付する。

中本パックスは、本株式交換に際して、各本割当対象株主に対して、その所有するM I C S化学の普通株式1株につき、中本パックスの普通株式0.28株の割合をもって、中本パックスの普通株式を割り当てる。

中本パックスが各本割当対象株主に対し割り当てるべき中本パックスの普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、中本パックスは、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

#### ハ 本株式交換により増加すべき資本金及び準備金の額

本株式交換により増加する中本パックスの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、中本パックスが別途適当に定める金額とする。

#### ニ 本株式交換の効力発生

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年2月1日とする。ただし、本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、中本パックス及びM I C S化学は協議し合意の上、これを変更することができる。

#### ホ 株主総会の承認

中本パックスは、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本株式交換契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第3項の規定に基づき中本パックスの株主総会の決議による本株式交換契約の承認が必要となった場合には、中本パックスは、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本株式交換契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

M I C S化学は、2023年12月27日に開催予定の株主総会（以下「M I C S化学株主総会」という。）において、会社法第783条第1項に定める株主総会を開催し、本株式交換契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

本株式交換の手の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、中本パックス及びM I C S化学は協議し合意の上、M I C S化学株主総会の開催日を変更することができる。

#### ヘ 事業の運営等

中本パックス及びM I C S化学は、自ら又はその子会社をして、本株式交換契約の締結日（以下「本締結日」という。）から効力発生日に至るまで、それぞれ善良な管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、その財産

若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行い又はそれぞれの子会社をして行わせる場合には、事前に相手方と協議し、書面合意の上、これを行うものとする。

#### ト 剰余金の配当

中本パックスは、2023年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり31円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

M I C S化学は、2023年10月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり5円を限度として剰余金の配当を行うことができる。

中本パックス及びM I C S化学は、上記に定めるものを除き、本締結日以降、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式を取得しなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

#### チ 自己株式の消却

M I C S化学は、M I C S化学株主総会の決議による承認を得られた場合、効力発生日の前日までに開催されるM I C S化学の取締役会の決議により、基準時においてM I C S化学が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき、基準時をもって消却する。

#### リ 本株式交換の条件の変更及び本株式交換契約の解除

本締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、中本パックス又はM I C S化学の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生し又は発生することが明らかとなった場合等その他本株式交換契約の目的の達成が困難となった場合には、中本パックス及びM I C S化学は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本株式交換契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本株式交換契約を解除することができる。

中本パックス及びM I C S化学は、本締結日から効力発生日までの間に、相手方が本株式交換契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に履行を催告の上、その期間内に履行がないときは、本株式交換契約を解除することができる。

#### ヌ 本株式交換契約の効力

本株式交換契約は、上記ホに基づき中本パックスの株主総会の決議による承認が必要となった場合において効力発生日の前日までに中本パックスの株主総会において本株式交換契約又は本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合、効力発生

日の前日までにM I C S 化学株主総会において本株式交換契約又は本株式交換に必要なその他の事項に関する承認が得られなかった場合、本株式交換について、国内外の法令に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合、上記りに従い、本株式交換が中止され、又は本株式交換契約が解除された場合には、その効力を失う。

## ②本応募契約

上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けの実施にあたり、中本ボックスは、2023年10月17日付で、盛田エンタプライズとの間で本応募契約を締結しております。本応募契約において、盛田エンタプライズが所有するM I C S 化学株式の全て（合計所有株式数：2,608,000株、所有割合：49.42%）について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。本応募契約の概要は、以下のとおりです。なお、中本ボックスから応募合意株主に対して、応募合意株主が本公開買付けに基づき中本ボックスに対して、売却したM I C S 化学の普通株式の代金以外に付与される利益はございません。

### イ 本公開買付けの実施

中本ボックスは、M I C S 化学の株式を取得するために、本公開買付けを実施するものとする。

### ロ 本公開買付けへの応募

本応募契約において、盛田エンタプライズが本公開買付けに応募する前提条件として、①本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②本応募契約締結日及び本公開買付けの開始日において中本ボックスの表明及び保証が重要な点において（ただし、当該事項が重大性又は重要性による限定を受けているときは、全ての点において）真実かつ正確であること（注1）、③中本ボックスが本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務が、履行又は遵守されていること（注2）、④M I C S 化学に係る業務等に関する重要事実（金商法第166条第2項に定めるものをいう。）並びにM I C S 化学の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（金商法第167条第2項に定めるものをいう。）又はこれらの事実該当するおそれがあると合理的に認められる事実で未公表のものが存在しないこと及び⑤天災地変その他盛田エンタプライズの責めに帰さない事由により本公開買付けに応募を行うことが社会通念上不可能と認められる事象が生じていないことを規定している。なお、上記の前提条件の全部又は一部が満たされない場合であっても、盛田エンタプライズがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられない。

（注1）本応募契約において、中本ボックスは、（a）中本ボックスの適法な設立及び有効な存続、（b）中本ボックスによる本応募契約の適法かつ有効な締結及び中本ボックスに対する強制執行可能性、（c）中本ボックスによる本応募契約の締結及び履行につ

いての法令等との抵触の不存在、(d) 中本パックスによる本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(e) 反社会的勢力との関係の不存在、(f) M I C S 化学に係る業務等に関する重要事実(金商法第 166 条第 2 項に定めるものをいいます。) で未公表のものを認識していないことについて表明及び保証を行っております。

(注 2) 本応募契約において、中本パックスは、公開買付期間における義務として、(a) 本公開買付けの実施義務、(b) 本公開買付け開始及び本公開買付けへの応募の各前提条件が充足されるように盛田エンタプライズと相互に協力する義務、(c) 秘密保持義務及び秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務、(d) 本応募契約上の地位又は本応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、(e) 本応募契約の締結及び履行に関連して自らに発生した費用を負担する義務を負っております。

#### ハ 表明及び保証

本応募契約においては、盛田エンタプライズは中本パックスに対して、盛田エンタプライズに関して、本応募契約締結日、本公開買付けの開始日、応募の実行日及び本公開買付けの決済日において(但し、別途特定の日が明示されている場合には当該日において)、①盛田エンタプライズの設立及び存続の適法性及び有効性、②本応募契約の締結及び履行に係る権限等、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力等、⑦M I C S 化学株式の所有、⑧重要事実の不認識、⑨倒産手続等の不存在に関する表明保証をしている。

また、本応募契約においては、盛田エンタプライズは中本パックスに対して、M I C S 化学に関して、本応募契約締結日、本公開買付けの開始日、応募の実行日及び本公開買付けの決済日において、①M I C S 化学グループの設立及び存続、②倒産手続の原因となり得る事実の不存在等、③株式等、④子会社及び関連会社、⑤資産、⑥知的財産権、⑦負担等、⑧重要な契約、⑨従業員、⑩訴訟及び紛争、⑪許認可等、⑫公租公課、⑬法令遵守、⑭反社会的勢力等、⑮法令等に基づく開示、⑯財務諸表等、⑰未公表の重要事実の不存在に関する表明保証をしている。

また、本応募契約においては、中本パックスは盛田エンタプライズに対して、中本パックスに関して、本応募契約締結日、本公開買付けの開始日、応募の実行日及び本公開買付けの決済日において、①中本パックスの設立及び存続の適法性及び有効性、②本応募契約の締結及び履行に係る権限等、③強制執行可能性、④法令等との抵触の不存在、⑤許認可等の取得、⑥反社会的勢力等、⑧倒産手続等の不存在に関する表明保証をしている。

#### ニ 盛田エンタプライズの誓約事項

本応募契約において、盛田エンタプライズは、①M I C S 化学に係る重要事実で未公表のものが存在する場合又は重要事実で未公表のものが発生した場合にM I C S 化学に当該

事実を公表させること、②本公開買付けの決済日までの間、本公開買付けへ協力すること、③M I C S化学グループに財政状態等に重大な影響を及ぼす可能性のある行為を行わせないこと、④本公開買付けの決済日までの間、応募予定株式の譲渡等を行わないこと、⑤本公開買付けに競合し又は本公開買付けによる盛田エンタプライズが所有するM I C S化学株式の買付けを実質的に不可能とする取引に関する提案等を行わないこと、⑥本公開買付けの決済日までの間、応募合意株式の譲渡等を行わないこと、⑦M I C S化学グループが営む事業と同一又は類似の事業を行わないこと、⑧M I C S化学グループの役員又は従業員に対して、M I C S化学グループ以外の会社への離職の仲介又は勧誘を行わないこと⑨本応募契約への違反等の可能性のある事実を認識した場合に通知を行うこと、⑩一定の場合に資料へのアクセスを認めさせること、について誓約している。

#### ホ 補償

本応募契約において、中本パックス及び盛田エンタプライズは、表明保証違反等に起因して相手方に損害を生じさせた場合には、相手方に対して、一定の範囲で補償等を行う義務を負っている。

#### へ 議決権行使

本応募契約において、本臨時株主総会における盛田エンタプライズが保有するM I C S化学株式に係る全ての株主権（議決権を含む。）の行使方法について、盛田エンタプライズは中本パックスが定める方針に基づいて行使することを誓約している。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

① 名 称	M I C S化学株式会社	
② 所 在 地	愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山 158 番地 89	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 大塚 茂樹	
④ 事業内容	多層チューブフィルムの製造及び販売	
⑤ 資本金	100 百万円	
⑥ 設立年月日	1971 年 4 月	
⑦ 大株主及び 持株比率（注）	盛田エンタプライズ株式会社	49.49%
	名古屋中小企業投資育成株式会社	3.98%
	M I C S化学取引先持株会	3.10%
	M I C S化学従業員持株会	2.91%
	株式会社三井住友銀行	2.27%
	伊藤 公一	1.18%
	竹田 健作	1.13%
	山野井 康雄	0.89%

	鈴木 淳	0.73%
	大塚 茂樹	0.72%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	M I C S 化学と中本パックスとの間には、M I C S 化学から中本パックスに対する売上取引があります。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。	

(注)「大株主及び持株比率」は、M I C S 化学が 2023 年 7 月 28 日に提出した第 54 期有価証券報告書の 2023 年 4 月 30 日現在の「大株主の状況」より引用しております。

## (2) 日程等

### ①日程

決 定 日	2023 年 10 月 17 日 (火曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	2023 年 10 月 18 日 (水曜日)
公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/</a> )
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	2023 年 10 月 18 日 (水曜日)

### ②届出当初の買付け等の期間

2023 年 10 月 18 日 (水曜日) から 2023 年 11 月 15 日 (水曜日) まで (20 営業日)

### ③対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金商法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から本公開買付けの買付け等の期間 (以下「公開買付期間」といいます。) の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は 30 営業日、2023 年 11 月 30 日 (木曜日) までとなります。

## (3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、350 円

## (4) 買付け等の価格の算定根拠等

### ①算定の基礎

中本パックスは、本公開買付けの目的が、応募合意株主が所有する応募合意株式を取得することであるため、中本パックス及び応募合意株主が合意できる価格を本公開買付価格とすることといたしました。中本パックスは、かかる方針のもと、応募合意株主との協議・交渉を経て、本公開買付価格を 350 円とすることを決定いたしました。

本公開買付価格は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2023 年 10 月 16 日の東京証券取引所スタンダード市場における M I C S 化学株式の終値 397 円に対して 11.84% のディスカウントを行った価格となります。

## ②算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

本公開買付価格の決定に至る経緯については、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「1. 本株式交換の目的」をご参照ください。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置については、上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置 (利益相反を回避するための措置を含む。)」をご参照ください。

## ③算定機関との関係

該当事項はありません。

## (5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	5,277,541 株	2,608,000 株	— 株
合計	5,277,541 株	2,608,000 株	— 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限 (2,608,000 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (2,608,000 株) 以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する M I C S 化学株式の最大数である 5,277,541 株を記載しております。なお、当該最大数は、(i) 本四半期決算短信に記載された 2023 年 7 月 31 日時点の発行済株式総数 (5,850,000 株) から、(ii) 本四半期決算短信に記載された 2023 年 7 月 31 日時点の対象者が所有する自己株式数 (580,730 株) から対象者が 2023 年 8 月 24 日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」に記載の 2023 年 9 月 15 日付で処分された自己株式数 (8,271 株) を控除した自己株式数 (572,459 株) を控除した数 (5,277,541 株) です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	52,775 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	— 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	52,661 個	

(注1) 「対象者の総株主の議決権の数」は、2023年9月14日に提出した第55期第1四半期報告書に記載された2023年7月31日時点の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、(i) 本四半期決算短信に記載された2023年7月31日時点の対象者の発行済株式総数（5,850,000株）から、(ii) 2023年7月31日時点の対象者が所有する自己株式数（580,730株）から対象者が2023年8月24日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」に記載の2023年9月15日付で処分された自己株式数（8,271株）を控除した自己株式数（572,459株）を控除した数（5,277,541株）に係る議決権の数（52,775個）を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金（予定） 1,847,139,350 円

(注) 買付代金は、買付予定数（5,277,541株）に本公開買付け価格（350円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

## ②決済の開始日

2023年11月22日（水曜日）

(注) 金商法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、2023年12月7日（木曜日）となります。

## ③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

## ④株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①金商法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日の翌営業日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

### ①金商法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,608,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,608,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

### ②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含む。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びビヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又

は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### ③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

金商法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

#### ④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス (<https://hometrade.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の交付若しくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続を行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続を行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求した上で、公開買付期間末日の 15 時 30 分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

#### ⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、金商法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条第 2 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### ⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（ただし、金商法第 27 条の 8 第 11 項ただし書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

#### ⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

#### ⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。本項において以下同じです。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと、買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

2023年10月18日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

MICS化学プレスリリースによれば、MICS化学は、本日開催の取締役会において、丸山等氏及び佐原司郎氏を除く審議及び決議に参加したMICS化学の取締役7名の全員一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、MICS化学の株主の皆様に対しては、本公開買付けへ応募するか否かについては、中立の立場を取り、MICS化学の株主の皆様のご判断に委ねる旨及び本株式交換を承認する旨の決議をされております。なお、MICS化学の取締役会の詳細については、MICS化学プレスリリース及び上記「I. 本株式交換契約の締結について」の「3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の「(4) 公正

性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）の「⑥M I C S化学における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含む）の承認」をご参照ください。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報  
該当事項はありません。

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【将来予測】

このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類には、M I C S 化学株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。公開買付者、その他の企業等の今後の事業に関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

#### 【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において又は米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、公開買付者に対してこれらを送ってきたとしてもお受けできません。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。